

# H28 入札・契約、総合評価の実施方針

## 〔コンサルタント業務等〕

平成28年5月12日



国土交通省 関東地方整備局

### 資料構成

建設コンサルタント業務等の契約状況	3
平成27年度入札・契約手続き改善の取り組みと実施結果	21
平成28年度 入札契約手続きの実施方針	35
品質確保対策の実施状況	53
共通仕様書、技術者単価、積算基準の改定	59
土木設計業務等変更ガイドライン	67
平成28年度 発注者支援業務等	79

# 建設コンサルタント業務等の契約状況

## 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

### ■ 契約状況(業種別)

(平成28年1月31日現在)

年度	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		平均	
件数	件数	比率										
土木	1,202	66%	1,119	64%	1,243	64%	1,162	66%	1,039	66%	1,153	65%
発注者支援	351	19%	285	16%	289	15%	265	15%	247	16%	287	16%
土木コンサル	851	47%	834	48%	954	49%	897	51%	792	50%	866	49%
測量	291	16%	320	18%	341	17%	298	17%	274	17%	305	17%
地質	83	5%	84	5%	123	6%	93	5%	74	5%	91	5%
建築	70	4%	66	4%	47	2%	54	3%	55	3%	58	3%
補償	173	10%	161	9%	200	10%	159	9%	140	9%	167	9%
計	1,819	100%	1,750	100%	1,954	100%	1,766	100%	1,582	100%	1,774	100%

(単位:百万円)

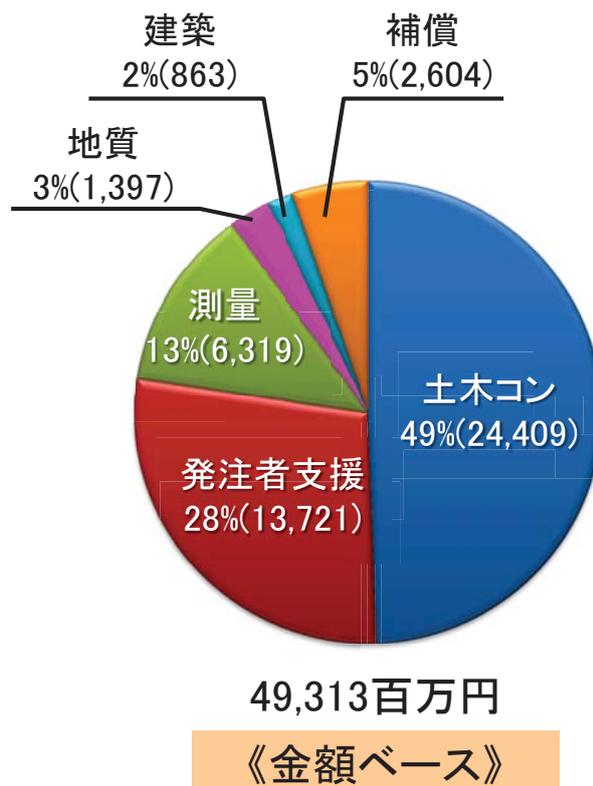
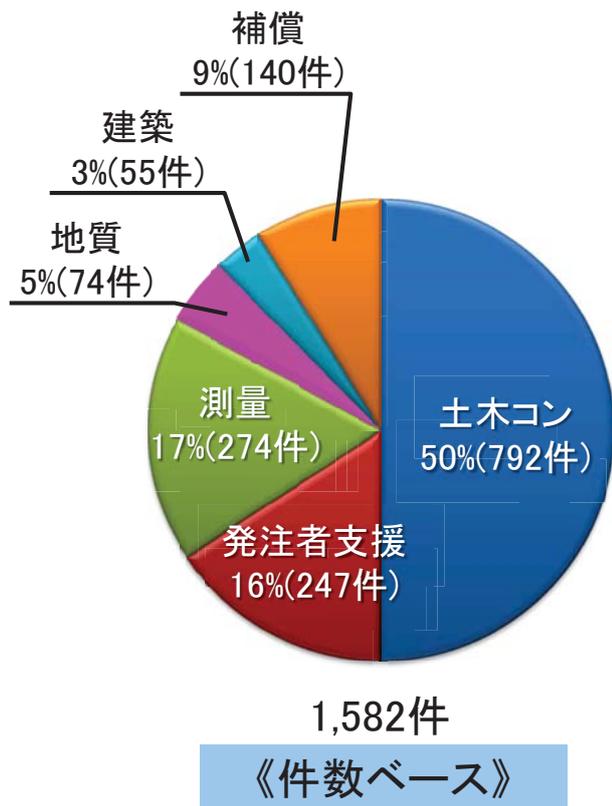
金額	金額	比率										
土木	35,515	79%	33,264	74%	40,040	75%	43,649	80%	38,130	77%	38,120	77%
発注者支援	15,976	36%	13,809	31%	14,293	27%	15,675	29%	13,721	28%	14,695	30%
土木コンサル	19,539	44%	19,454	43%	25,747	48%	27,974	51%	24,409	49%	23,425	47%
測量	3,902	9%	5,460	12%	5,914	11%	5,474	10%	6,319	13%	5,414	11%
地質	1,432	3%	1,397	3%	2,667	5%	1,915	3%	1,397	3%	1,762	4%
建築	1,168	3%	1,816	4%	857	2%	975	2%	863	2%	1,136	2%
補償	2,821	6%	3,032	7%	3,729	7%	2,879	5%	2,604	5%	3,013	6%
計	44,838	100%	44,969	100%	53,207	100%	54,892	100%	49,313	100%	49,445	100%

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。

# 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

## H27年度(H28.1.31現在)

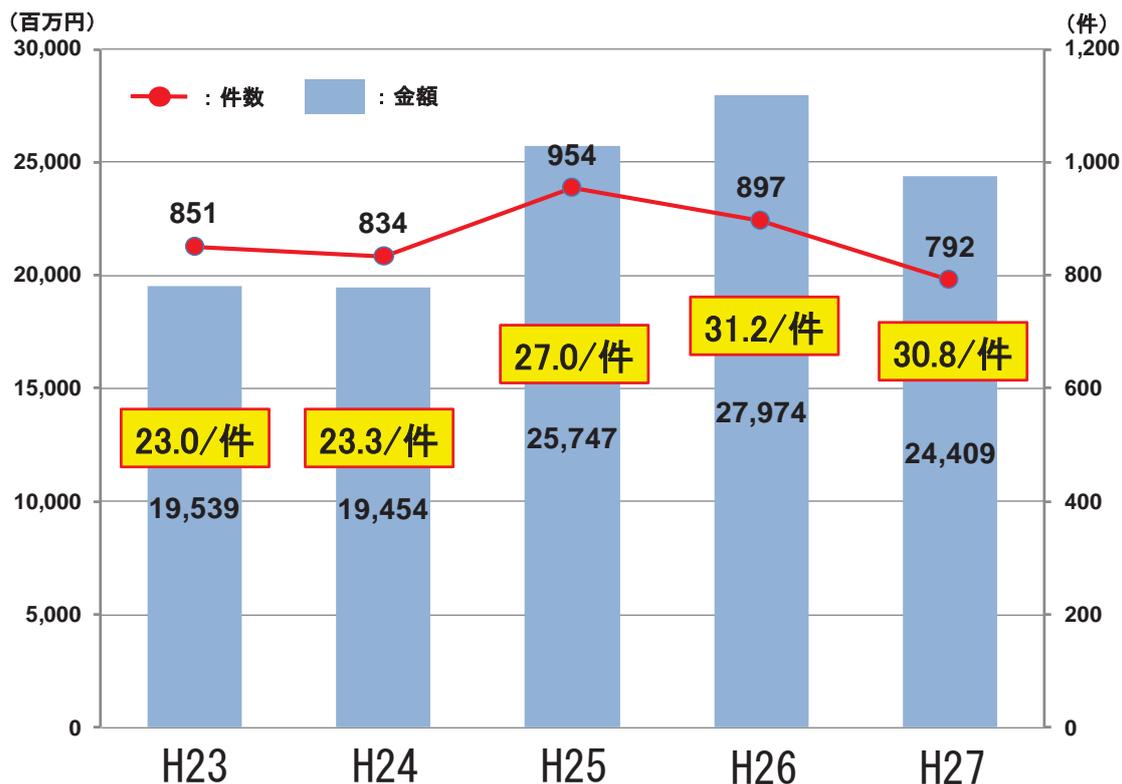
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。



# 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

## ■契約状況(土木コンサル)

(平成28年1月31日現在)

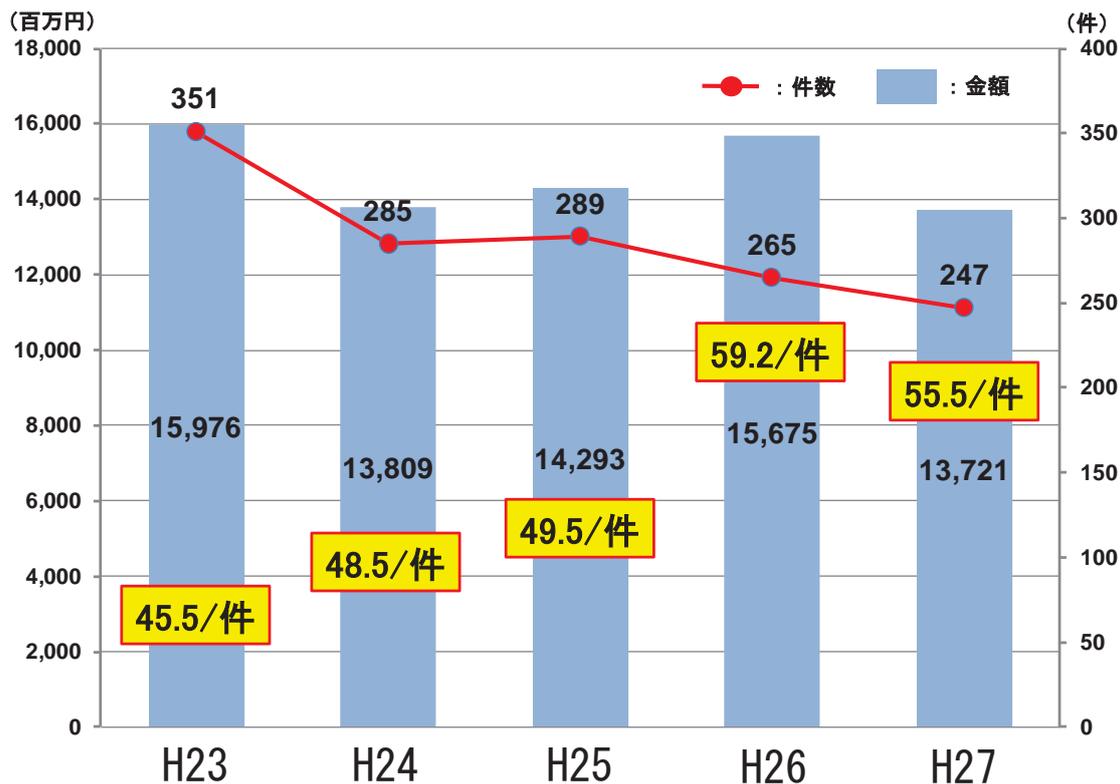


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。

# 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

## ■契約状況(発注者支援)

(平成28年1月31日現在)

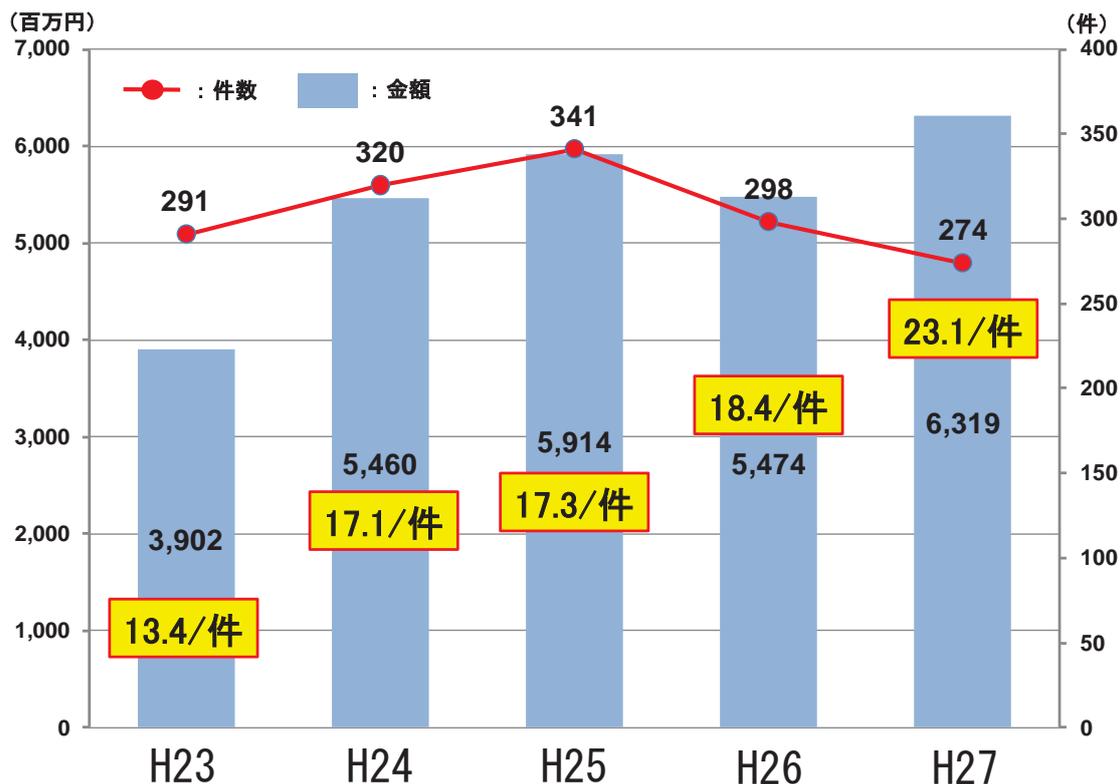


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。

# 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

## ■契約状況(測量)

(平成28年1月31日現在)

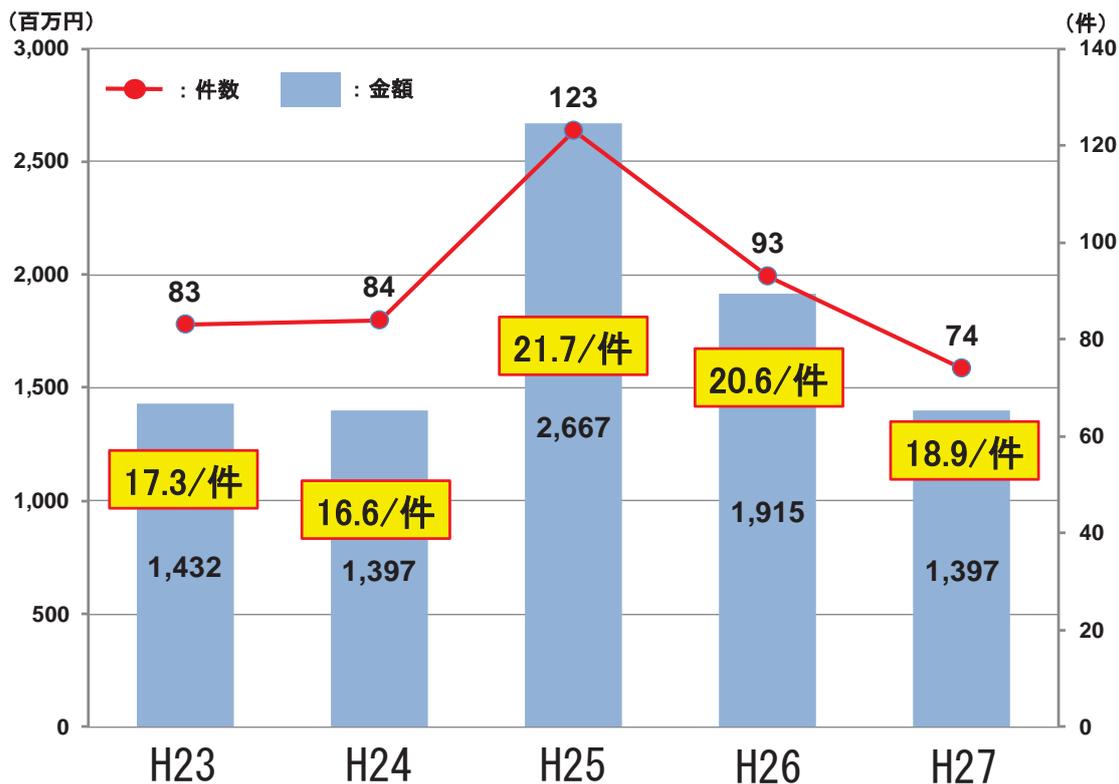


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。

# 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

## ■契約状況(地質)

(平成28年1月31日現在)

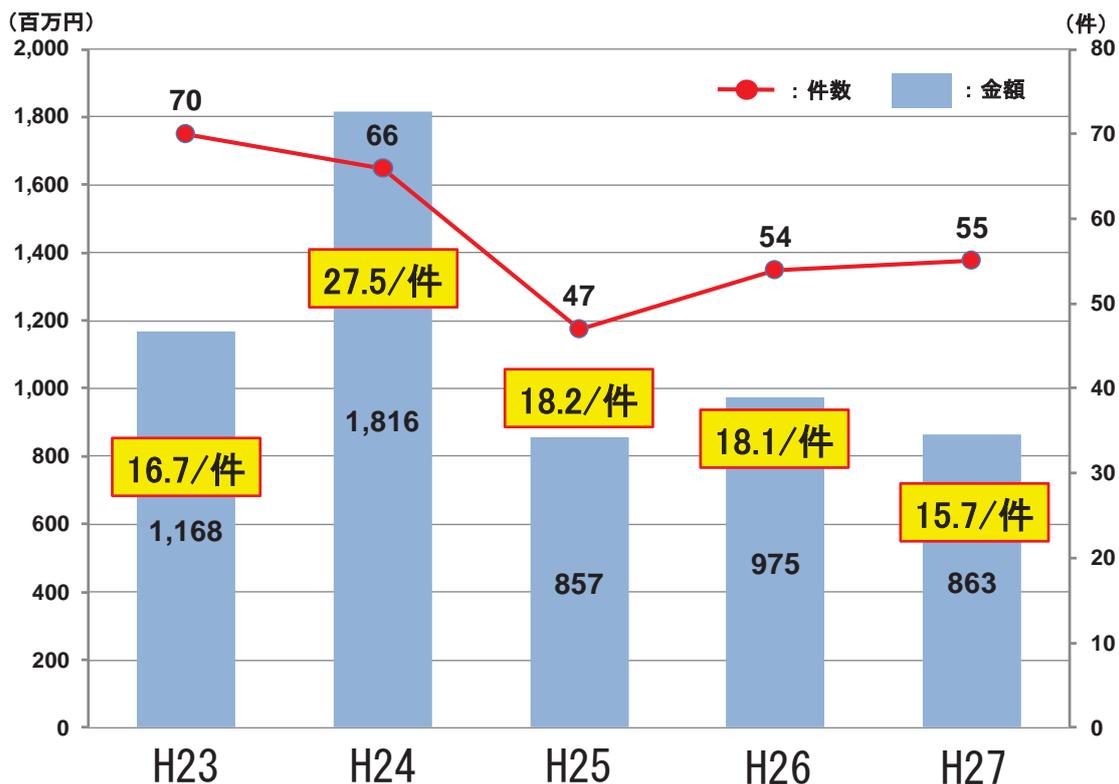


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。

# 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(業種別)

## ■契約状況(建築)

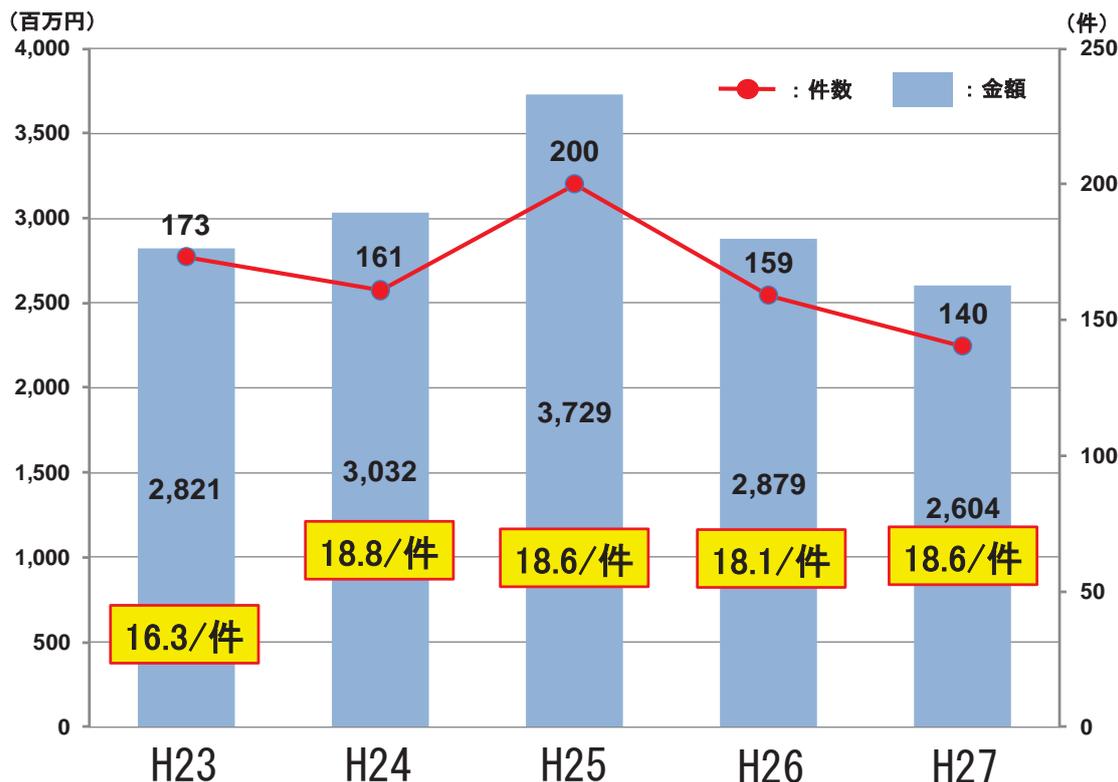
(平成28年1月31日現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。

■契約状況(補償)

(平成28年1月31日現在)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。

建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(契約方式別)

■契約状況(契約方式別)

(平成28年1月31日現在)

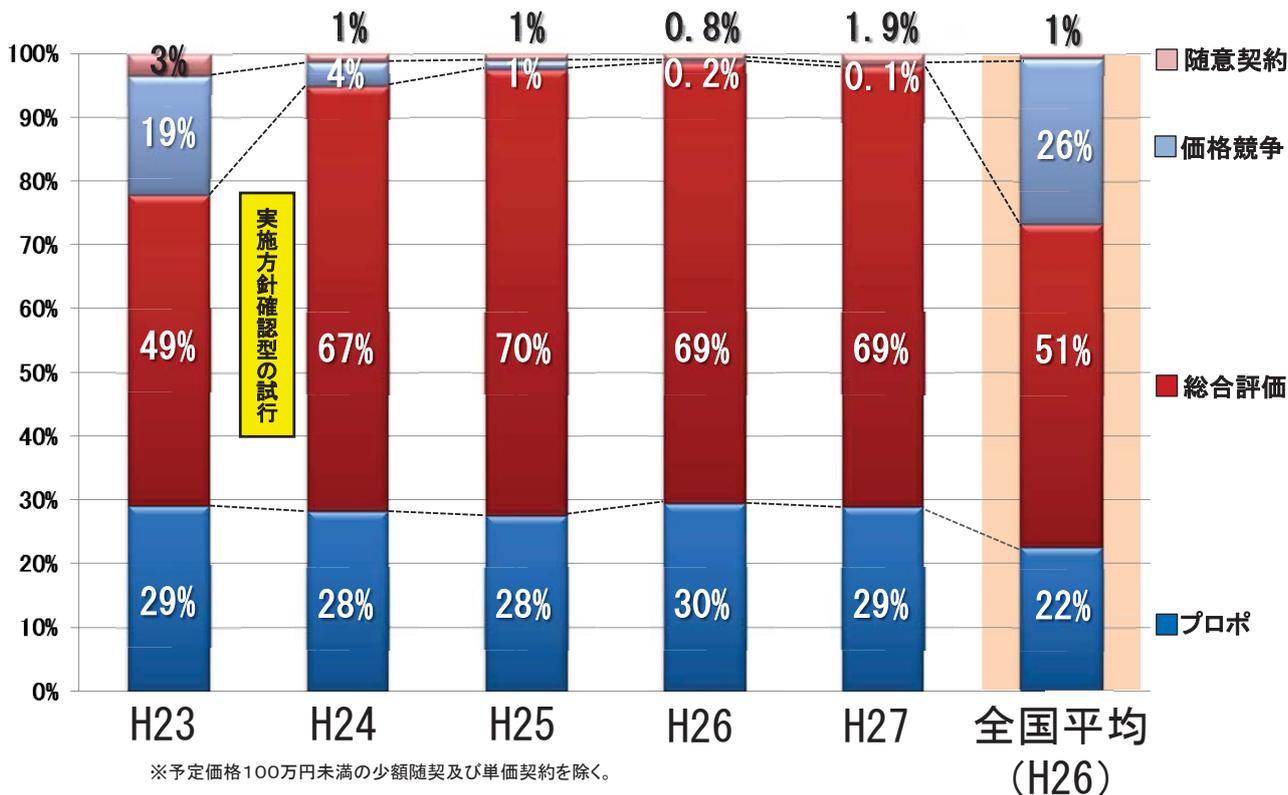
年度	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		平均	
<b>件数</b>	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
①プロポ	528	29%	494	28%	538	28%	521	30%	456	29%	507	29%
②総合評価	887	49%	1,168	67%	1,369	70%	1,222	69%	1,097	69%	1,149	65%
標準(1:3)	13	1%	105	6%	105	5%	133	8%	100	6%	91	5%
標準(1:2)	383	21%	317	18%	281	14%	222	13%	198	13%	280	16%
簡易(1:1)	491	27%	507	29%	571	29%	581	33%	617	39%	554	31%
実施方針確認	—	—	239	14%	412	21%	286	16%	182	12%	224	13%
③価格競争	343	19%	65	4%	26	1%	4	0.2%	1	0.1%	88	5%
④随意契約	61	3%	23	1%	21	1%	19	1%	28	2%	30	2%
計	1,819	100%	1,750	100%	1,954	100%	1,766	100%	1,582	100%	1,774	100%
(単位:百万円)												
<b>金額</b>	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
①プロポ	12,677	28%	12,359	27%	14,948	28%	16,993	31%	14,466	29%	14,289	29%
②総合評価	27,034	60%	31,737	71%	37,995	71%	37,712	69%	34,364	70%	33,768	68%
標準(1:3)	571	1%	3,384	8%	4,079	8%	4,829	9%	3,359	7%	3,244	7%
標準(1:2)	16,156	36%	13,094	29%	12,779	24%	13,468	25%	11,738	24%	13,447	27%
簡易(1:1)	10,307	23%	11,184	25%	13,670	26%	14,800	27%	15,642	32%	13,120	27%
実施方針確認	—	—	4,076	9%	7,466	14%	4,616	8%	3,626	7%	3,957	8%
③価格競争	3,656	8%	340	1%	129	0.2%	11	0.02%	17	0.03%	831	2%
④随意契約	1,471	3%	533	1%	135	0.3%	176	0.3%	466	1%	556	1%
計	44,838	100%	44,969	100%	53,207	100%	54,892	100%	49,313	100%	49,444	100%

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を対象外とする。

# 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(契約方式別)

■契約方式別 契約件数割合

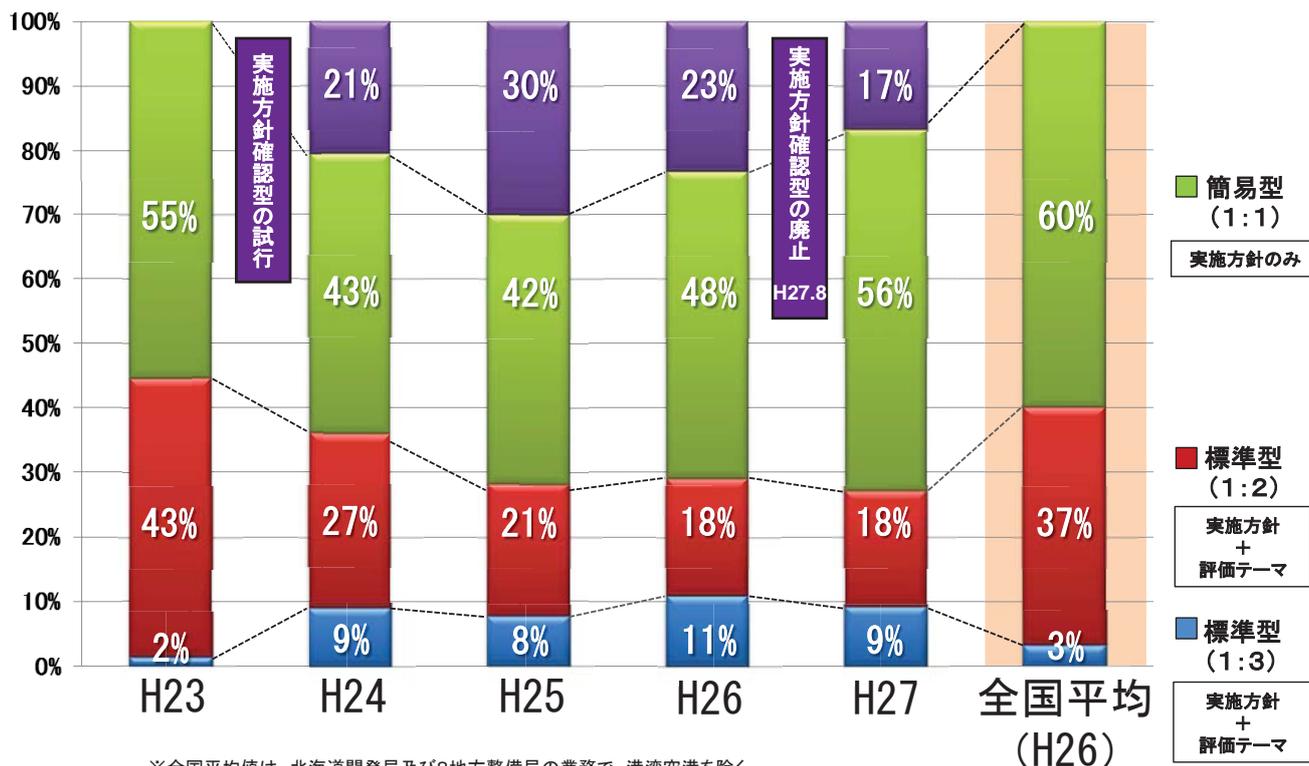
(平成28年1月31日現在)



# 建設コンサルタント業務等(5業種)の契約状況(契約方式別)

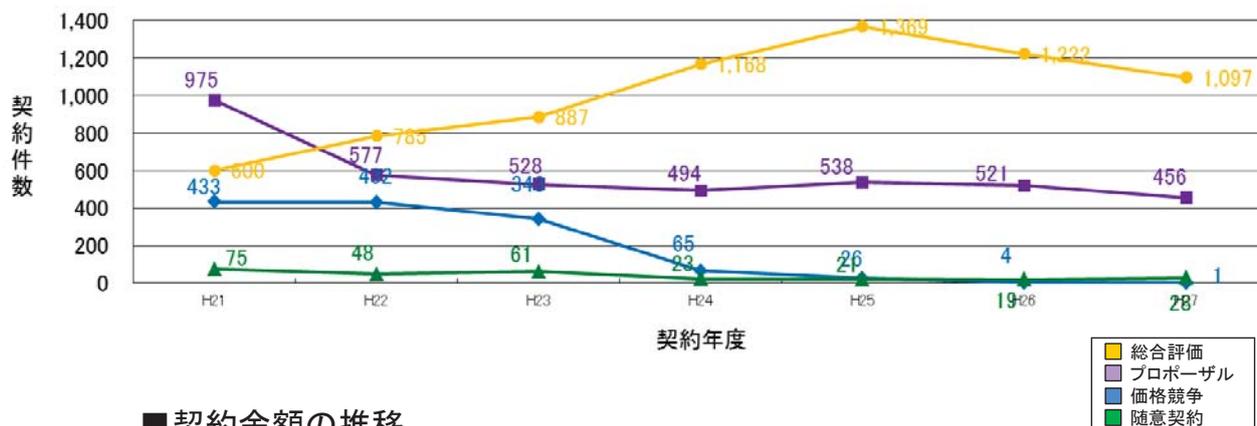
■総合評価落札方式 配点比率別契約件数割合

(平成28年1月31日現在)

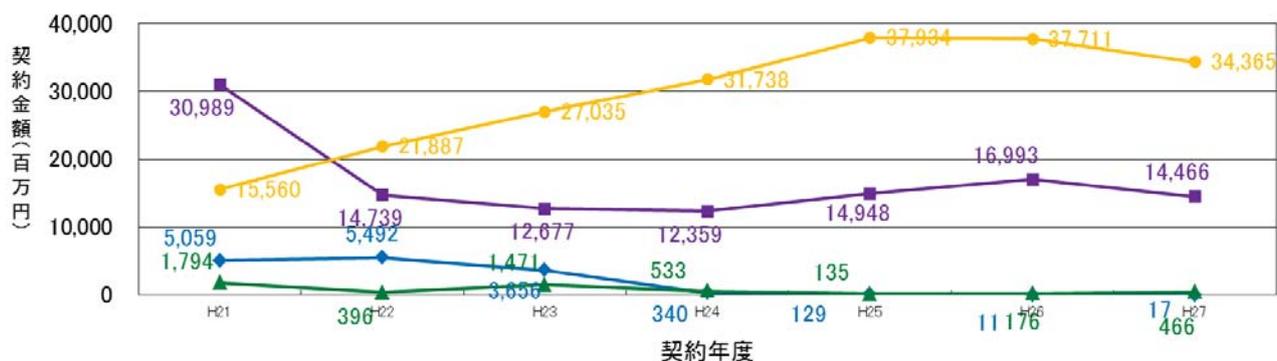


## ■ 契約件数の推移

(平成28年1月31日現在)



## ■ 契約金額の推移



※予定価格100万円未満の少額随契を対象外とする。

# 建設コンサルタント業務等(5業種)の低入札状況

## ■ 低入札発生状況(業種別)

(平成28年1月31日現在)

	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度						
	契約件数		契約件数		契約件数		契約件数		契約件数						
	うち低入	発生率	うち低入	発生率	うち低入	発生率	うち低入	発生率	うち低入	発生率					
土木コン	705	49	7.0%	659	13	2.0%	728	4	0.5%	677	2	0.3%	602	0	—
価格競争	37	32	86.5%	2	0	—	2	0	—	0	0	—	1	0	—
総合評価	668	17	2.5%	657	13	2.0%	726	4	0.6%	677	2	0.3%	601	0	—
測量	266	113	42.5%	311	30	9.6%	339	23	6.8%	293	3	1.0%	266	2	0.8%
価格競争	206	109	52.9%	40	18	45.0%	18	9	50.0%	3	0	—	0	0	—
総合評価	60	4	6.7%	271	12	4.4%	321	14	4.4%	290	3	1.0%	266	2	0.8%
地質	67	41	61.2%	77	10	13.0%	111	2	1.8%	80	0	—	64	0	—
価格競争	56	40	71.4%	13	7	53.8%	2	0	—	1	0	—	0	0	—
総合評価	11	1	9.1%	64	3	4.7%	109	2	1.8%	79	0	—	64	0	—
建築	24	4	16.7%	28	1	3.6%	17	0	—	21	3	14.3%	28	4	14.3%
価格競争	1	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	23	4	17.4%	28	1	3.6%	17	0	—	21	3	14.3%	28	4	14.3%
補償	168	30	17.9%	158	17	10.8%	200	4	2.0%	155	1	0.6%	138	0	—
価格競争	43	28	65.1%	10	8	80.0%	4	0	—	0	0	—	0	0	—
総合評価	125	2	1.6%	148	9	6.1%	196	4	2.0%	155	1	0.6%	138	0	—
計	1,230	237	19.3%	1,233	71	5.8%	1,395	33	2.4%	1,226	9	0.7%	1,098	6	0.5%
価格競争	343	209	60.9%	65	33	50.8%	26	9	34.6%	4	0	—	1	0	—
総合評価	887	28	3.2%	1,168	38	3.3%	1,369	24	1.8%	1,222	9	0.7%	1,097	6	0.5%

※1 契約件数：予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。

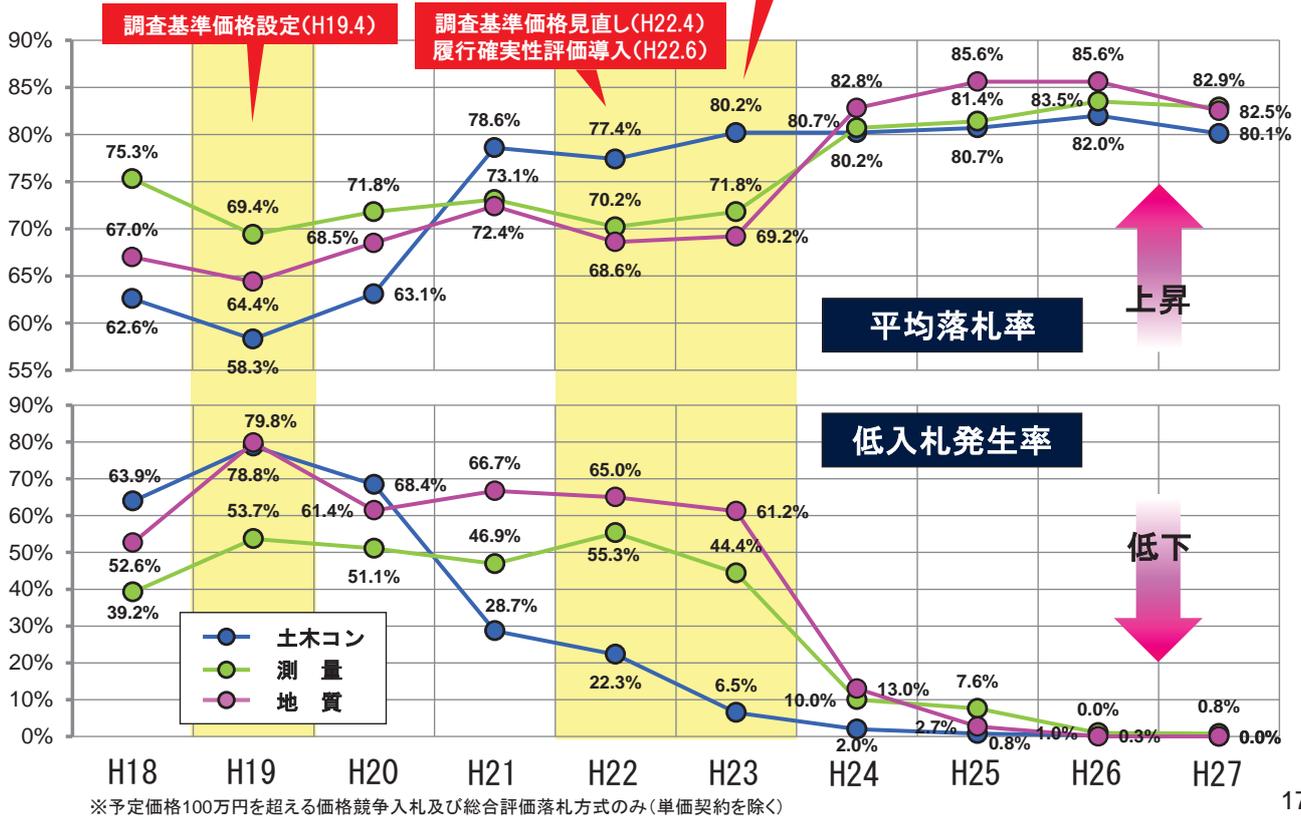
※2 うち低入：予定価格1,000万円を超える業務については、調査基準価格を下回って契約した業務

100万円を超え1,000万円以下の業務については、予定価格の7/10を下回る、または品質確保基準価格を下回って契約した業務

## ■平均落札率・低入札発生率の推移

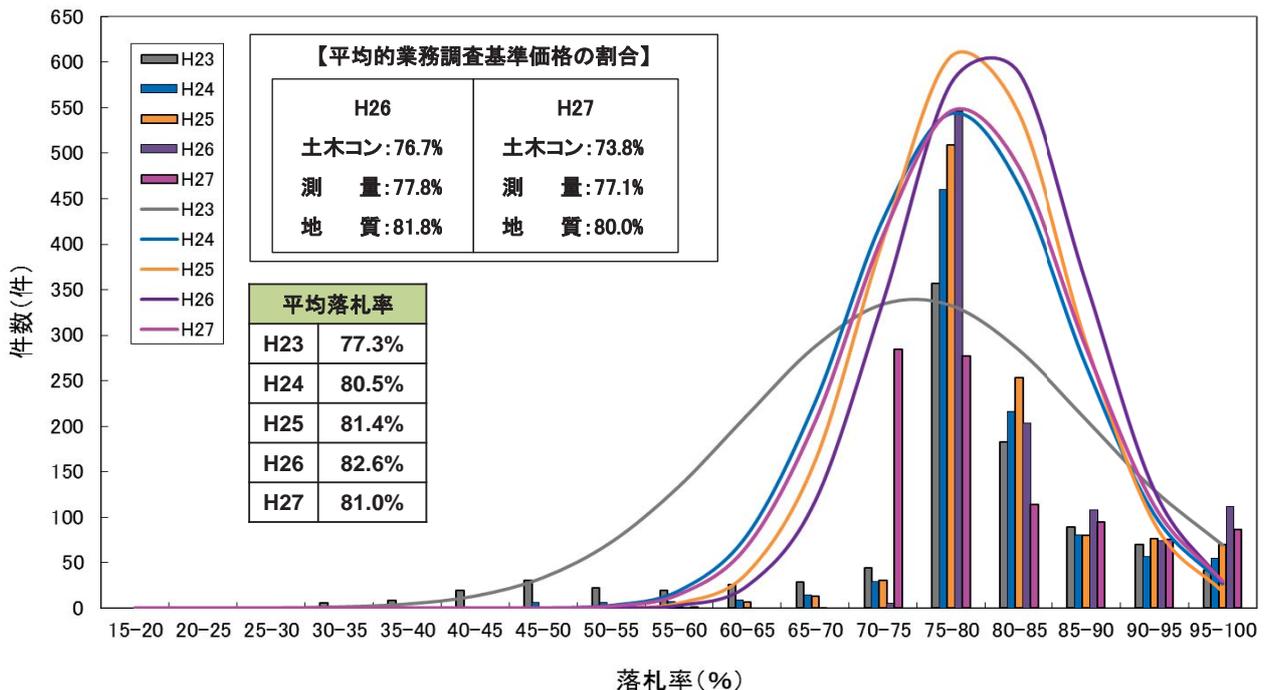
積算体系見直し(H23.4)

(平成28年1月31日現在)

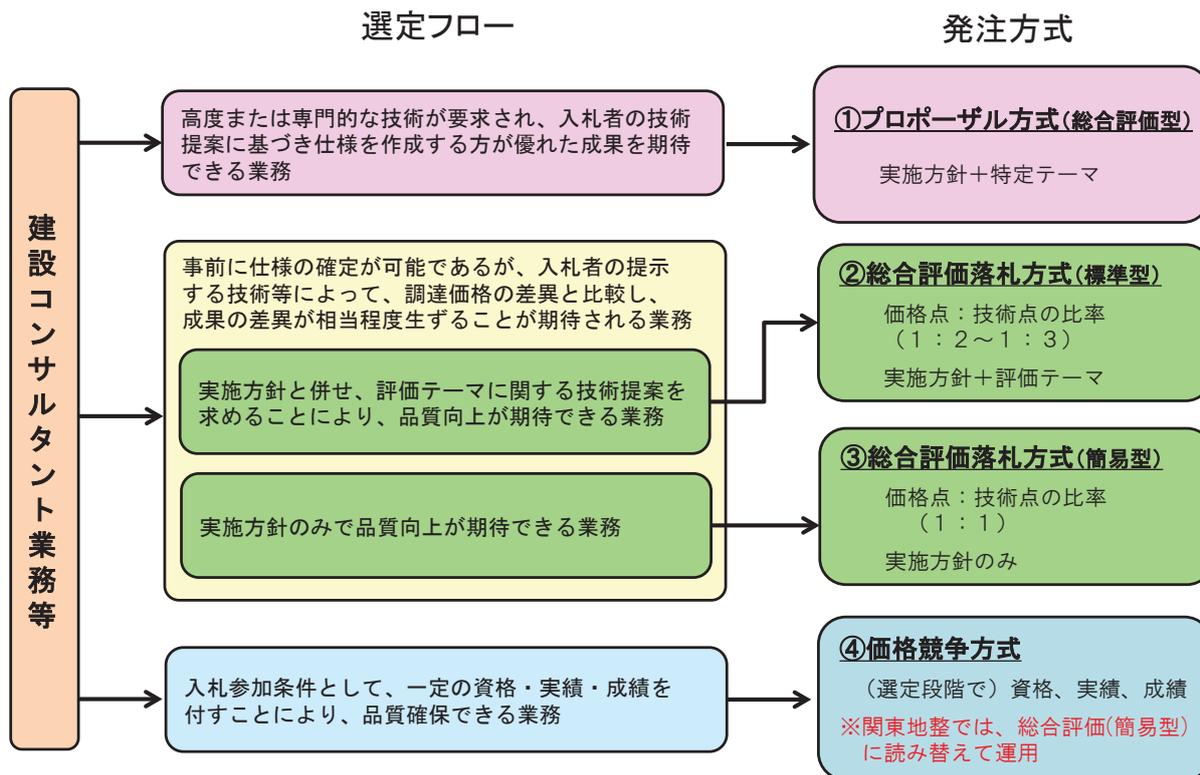


## 建設コンサルタント業務等(3業種)における落札率の分布状況

(平成28年1月31日現在)



対象件数: 予定価格100万円を超える価格競争入札及び総合評価落札方式のみ(単価契約を除く)  
 低入札業務: 低入札件数は、予定価格1,000万円を超える業務においては、調査基準価格を下回って契約を行った業務、100万円を超え1,000万円以下の業務においては、予定価格の7/10を下回って契約を行った業務、または、品質確保基準価格を下回って契約を行った業務。



# 平成27年度 入札・契約手続き改善の 取り組みと実施結果

21

## 平成27年度業務の入札・契約手続き改善の取り組みについて

### 1. 技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保

○技術評価結果について、競争参加者へ提供する情報量の充実

- ①関東地方整備局版運用ガイドラインの公表
- ②評価項目の見直し

### 2. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

○適正な競争環境の確保

- ①分離発注の徹底
- ②品質確保対策の厳格な実施
- ③履行確実性評価【試行】
- ④履行期限の平準化
- ⑤適切な入札契約方式の選定
- ⑥業務成績及び優良業務表彰の評価における全国評価【試行】
- ⑦拡大型プロポーザル方式【試行】
- ⑧若手技術者の活用を評価【試行】
- ⑨実施方針確認型の試行【廃止】

○地元建設業の経営・技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ⑩適切な地域要件の設定【試行】
- ⑪自治体等の受注実績を評価【試行】

### 3. 効率的な事務手続きへの取り組み

○業務の効率化・簡素化

- ①入札説明書等の記載の簡素化【試行】
- ②総合評価落札方式における技術提案書提出者数の絞込み【試行】
- ③入札説明書等の改定時期、評価の年度切り替え時期の変更

※赤字は、H27実施方針での取り組み  
※青字は、H26実施方針での取り組み  
※黒字は、H25実施方針以前からの取り組み

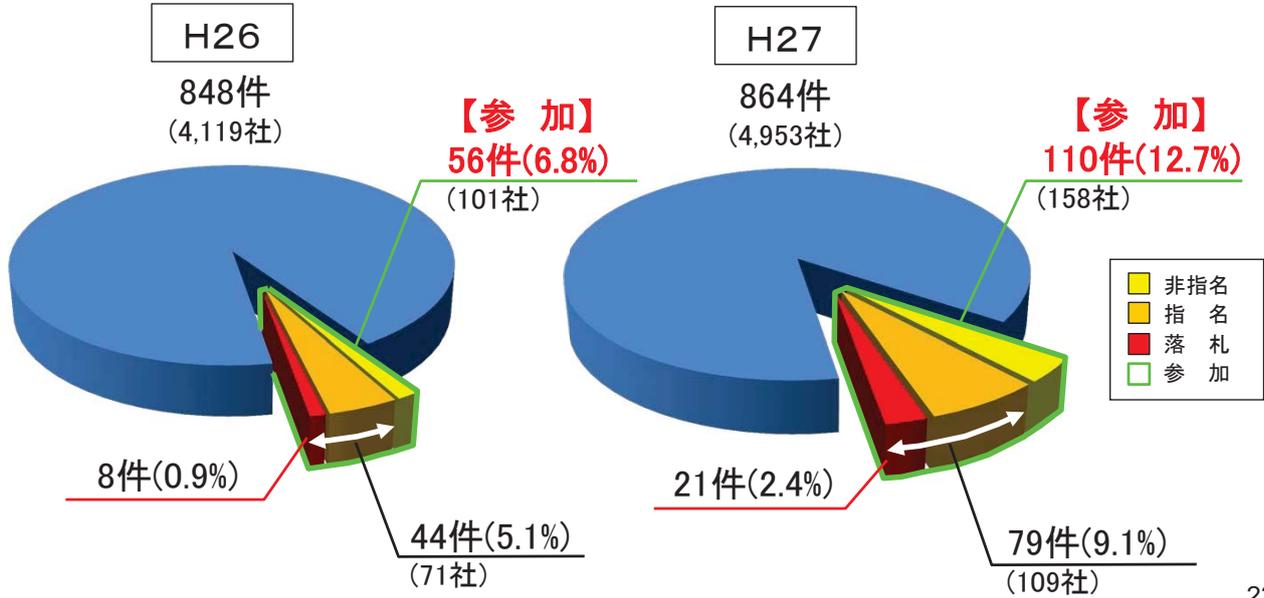
22

■業務成績及び優良業務表彰の評価における全国評価

表彰：H24. 8公示から実施  
成績：H25. 10公示から実施

試行内容：関東地整の成績を有していない場合は、他地整の実績を評価することにより、競争性を高め、より良い技術提案を求める  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型（1:3）、簡易型）で発注する業務を対象（港湾関係、建築を除く。補償コンは優良業務表彰のみ）

試行結果：H27年度の参加率は、H26年度の2倍（業務件数ベース）



■若手技術者の活用を評価(H27.8公示から実施)

試行内容：公共工事に関する調査及び設計の品質確保の担い手を育成、確保するために若手技術者を活用した場合、入札契約手続きにおいて評価  
総合評価落札方式(簡易型)で発注する比較的難易度の高くない業種を対象

■試行概要 (管理(主任)技術者に35歳以下の若手技術者を配置した場合に評価) ※各事務所で1~2件程度

《評価の着眼点の配点ウェイト》

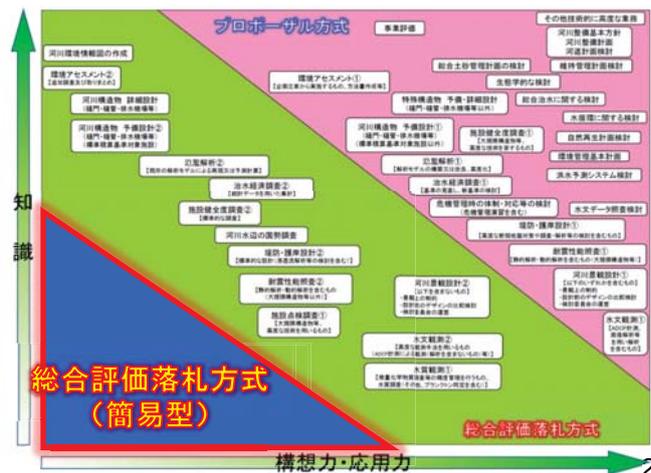
- ・管理(主任)技術者の「業務の実績」の配点を下げて「若手技術者の配置」へ割り振り
- ・企業は従前どおりの配点ウェイト

《対象業務》

- ・総合評価落札方式(簡易型)で発注する比較的難易度の高くない業務(土木コン、測量、地質調査)

指名段階における管理技術者の配点  
(例：土木コンサル業務、地質調査業務)

評価の着目点	配点ウェイト	
	従前	試行
技術者資格	4	4
CPDの取得状況	1	1
<b>業務の実績</b>	<b>10</b>	<b>5</b>
業務成績評点	30	30
優良業務表彰等	5	5
<b>若手技術者の配置</b>	<b>-</b>	<b>5</b>
計	50	50



試行結果：10件で試行 ⇒ 7件(16社)から若手技術者の活用の参加表明  
うち6件(14社)が指名され、2件が落札

試行業務		参加表明者数		指名者数		備考
			うち若手		うち若手	
土木	1 通信設備敷設計					参加表明なし
測量	2 道路測量	20	5	10	4	落札(32歳)
	3 道路測量	10	1	10	1	
	4 道路測量	8	1	8	1	
	5 交通量調査					参加表明なし
	6 河床変動測量	10	2	9	2	
	7 ダム堆砂測量					参加表明なし
	8 砂防施設地形測量	8	5	8	5	落札(31歳)
地質	9 砂防施設地質調査	5	1	3	0	指名なし
	10 地下水調査	12	1	10	1	
若手活用 計		73	16	58	14	

■適切な地域要件の設定

試行内容：地理的条件を設定する業務において、十分な競争性が確保できる場合には、地理的条件に「本店の所在の有無」のみを資格要件とする。

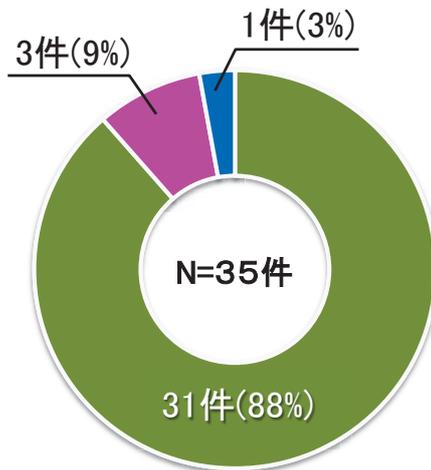
試行結果：1都7県(35件)で実施(本店縛りを複数県設定している業務あり)

■平成27年度の試行状況

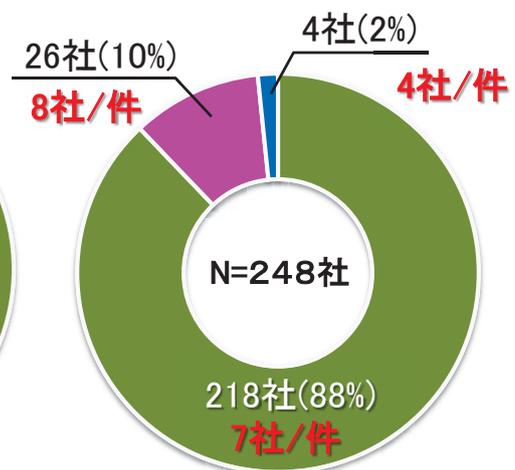
《都県別》

茨城県	3件
栃木県	2件
群馬県	2件
埼玉県	5件
東京都	6件
神奈川県	13件
山梨県	3件
長野県	5件

《業種別件数》



《業種別参加表明者数》



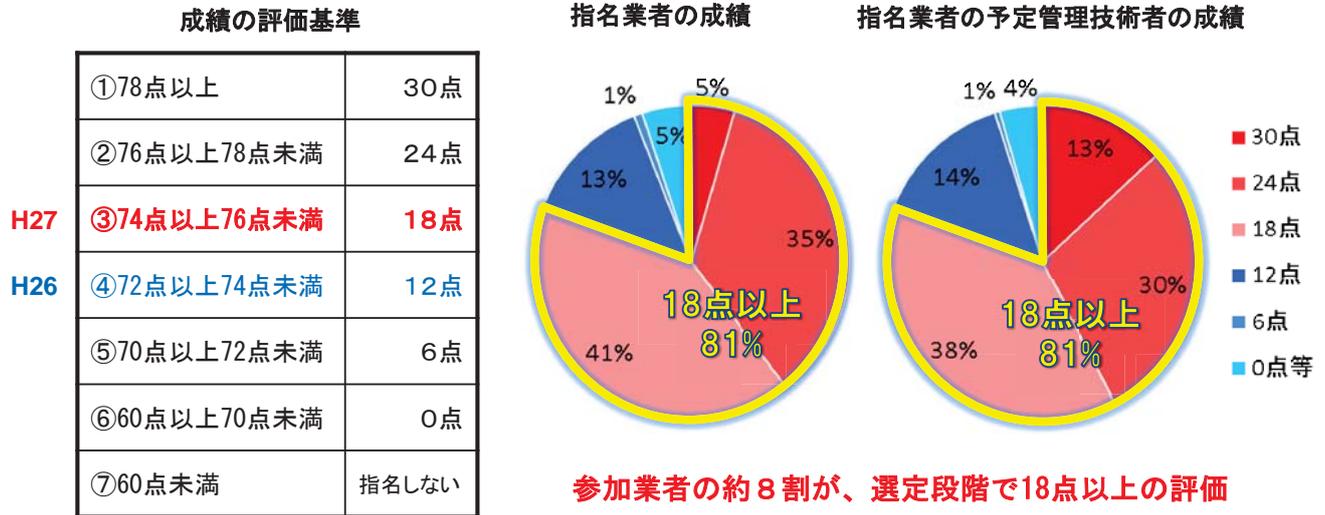
※本店縛りを複数県設定している業務あり



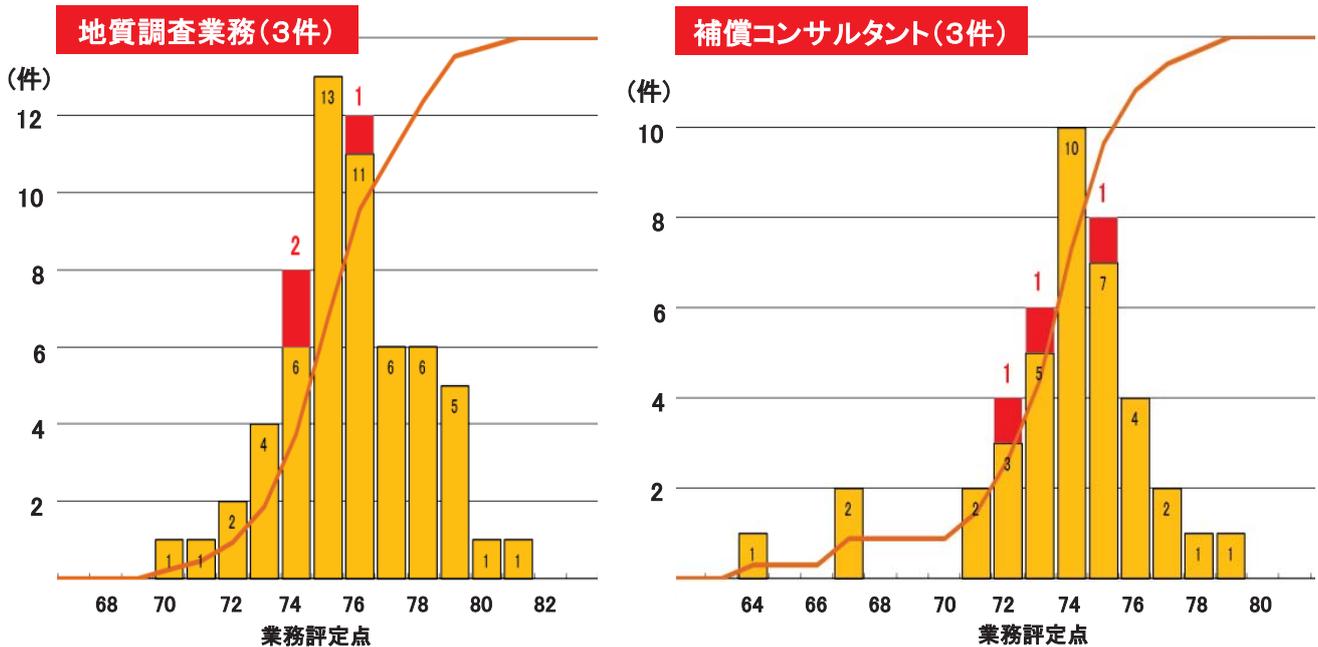
■自治体等の受注実績を評価(H23年度より一部の業務で実施)

試行内容：関東地整発注業務の受注実績は無いが、管内の「都県・政令市等」の業務実績を2件以上有する者について、「企業成績・技術者評点」の評価を行う際に加点総合評価落札方式（実施方針確認型、簡易型）の全業務を対象  
H26年度の試行結果を基に、評価点12点から18点へ見直し（H27.8公示から実施）

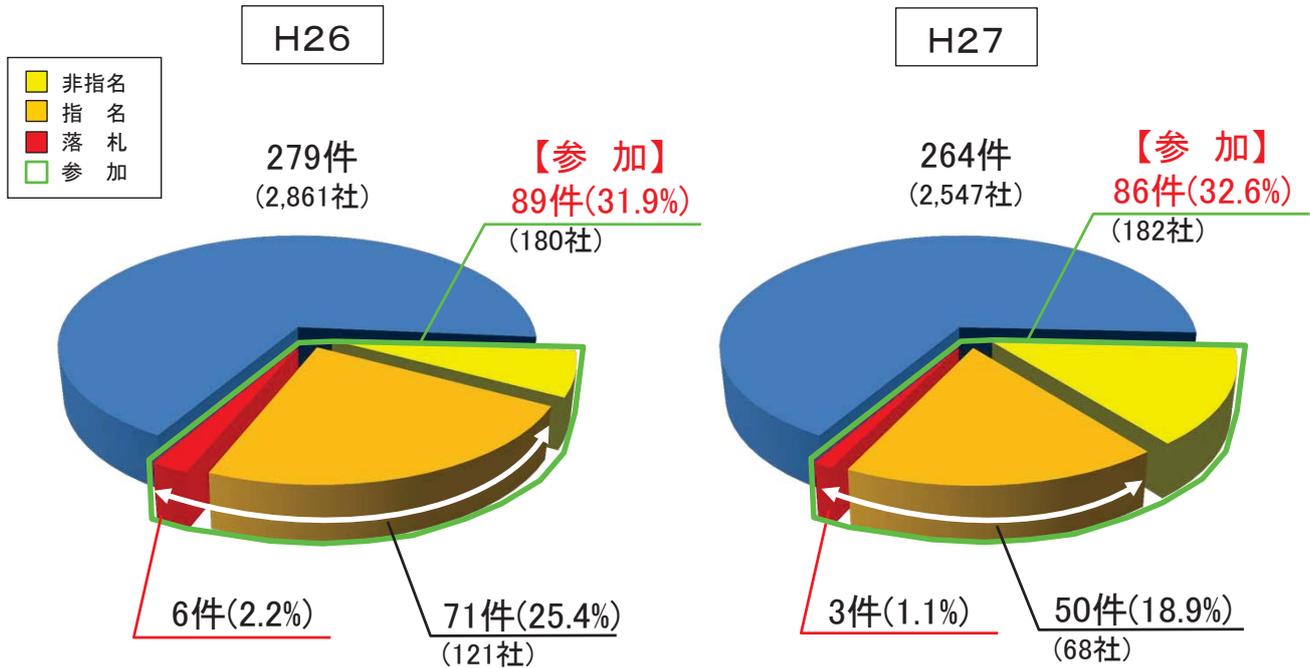
《土木コンサルの例》



《H26試行結果》



試行結果：H27年度の参加率は、H26年度と同程度



■入札説明書の記載の簡素化(H27.8公示から実施)

試行内容：技術提案書(実施方針)の記載項目を限定(着目点1項目、着目理由、実施方法) 過剰な記載を抑制し、受注者の実施方針作成手間、発注者の評価手間を軽減。 総合評価落札方式(簡易型)で実施する業務を対象

■平成27年度の改訂内容

【従前】

実施方針の記載内容

- 1) 業務理解度  
目的、条件、内容を記載
- 2) 実施手順  
業務実施手順を示す実施フローを記載
- 3) 工程表  
業務量の把握状況を示す工程計画を記載
- 4) その他  
有益な代替案、重要事項の指摘を記載

【見直し】

実施方針の記載内容

- 1) 業務理解度 **業務理解度の記載内容を限定**  
業務履行にあたっての着目点とその理由及び実施方法を1項目記載。なお、着目点を2項目以上記載した場合は、業務理解度の評価を0点とする。
- 2) 実施手順  
業務実施手順を示す実施フローを記載
- 3) 工程表  
業務量の把握状況を示す工程計画を記載

■実施方針の記載例(総合評価落札方式(簡易型))

**【従前】**

(様式-8)

**業務目的**

**実施方針**

**品質管理**

**代替案等**

**工程計画**

**【見直し】**

(様式-8)

**着目点**

**着目理由**

**実施方針**

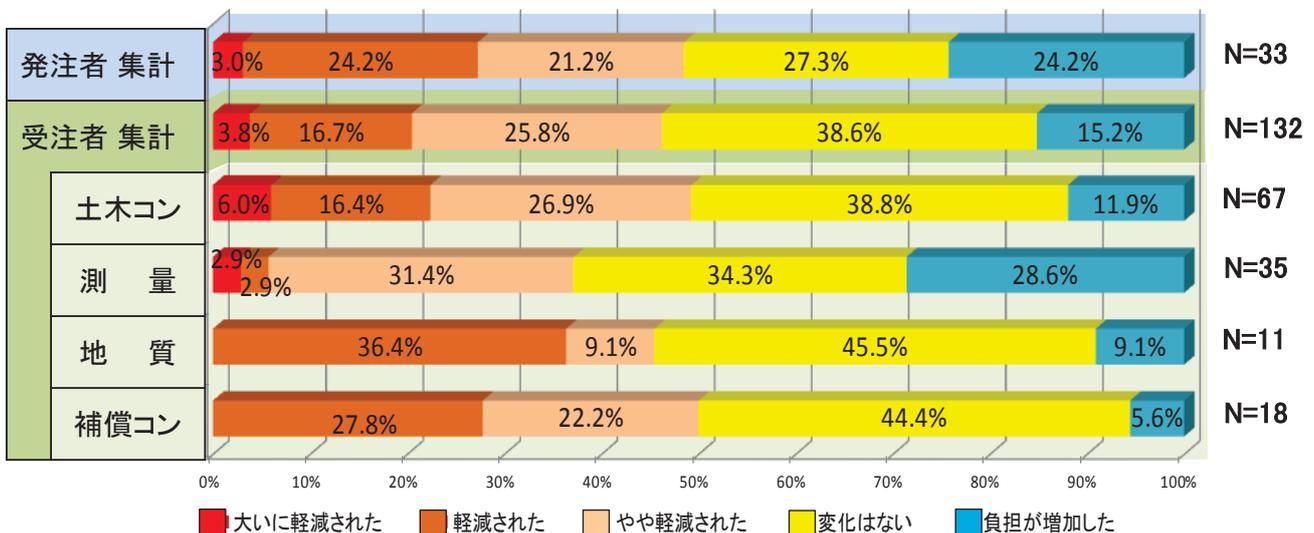
**工程計画**

注1: 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。  
 注2: 工程計画は、入札説明書に記載の予定履行期間内で記載すること。  
 注3: 文字サイズは、10ポイント以上とすること。(概念図、出典の明示できる図表、既往成果等は除く)

注1: 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。  
 注2: 工程計画は、入札説明書に記載の予定履行期間内で記載すること。  
 注3: 文字サイズは、10ポイント以上とすること。(概念図、出典の明示できる図表、既往成果等は除く)

試行結果：《発注者・受注者へのアンケート結果》

- ・受注者、発注者の約半数が事務負担が軽減されたと回答
- ・一方、約半数が変化なし、もしくは負担増加と回答



## 《発注者・受注者へのアンケート結果(概要)》

### ■事務負担が「軽減」された内容・理由等

発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着眼点を1項目に特化したため、テーマと範囲が絞られ審査がしやすくなった。</li> <li>・技術提案書の記載量(文章、表、図等)が減ったので、審査作業が軽減された。</li> </ul>
受注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着目点が1項目となったため、多岐にわたる提案を漏れなく記載する必要がなくなり、技術提案書の作成時間が短縮された。</li> <li>・テーマが明確に示されているため、他の要素を提案する必要がない分軽減された。</li> </ul>

### ■事務負担が「増加」した内容・理由等

発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容が少く、内容を理解するために時間を要することとなり、審査時の負担が増加した。</li> </ul>
受注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着眼点を1項目に絞り込むための議論に要する時間が増加した。</li> <li>・これまで蓄積した技術提案書サンプルが使えなくなり、技術提案書作成に要する作業時間が増加した。</li> <li>・現地踏査を行うなどの事前準備があるため、技術提案書作成作業の負担軽減はない(測量)</li> </ul>

### ■その他の意見等

受注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書の様式や記載内容、方法を変えない方が、受注者側の負担が少ないと考える。</li> <li>・同種の業務へ転写活用可能な技術提案書の簡素化は望ましくない。</li> <li>・自由度がある一方、着目点が絞りづらく、大きな軽減につながっていない。</li> <li>・もう少しブレイクダウンしたテーマとしてほしい。</li> </ul>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 平成28年度

## 入札契約手続きの実施方針

35

### 平成27年度 コンサルタント業団体等との意見交換会(主な意見)

#### [入札・契約関連]

- 1) 総合評価落札方式の手続き簡素化を要望
  - ⇒ 総合評価落札方式(簡易型)における技術提案書の記載の簡素化を図る(継続)
  - ⇒ 同一事務所で同時期に発注される業務について一括審査方式を導入(新規)
- 2) 業種区分ごとの評価
  - ⇒ 優良表彰(企業、技術者)の評価を当該業務の業種区分に限定(見直し)
- 3) 最新の業務実績を評価
  - ⇒ 同種・類似業務の実績評価において対象となる期間の見直し(見直し)
- 4) 地方自治体実績による評価の増加を要望
- 5) 地域コンサルタント育成、受注機会確保を要望
  - ⇒ 地方自治体等の受注実績の評価(試行)を総合評価(簡易型)で実施(継続)
- 6) 若手技術者活用評価の運用改善を要望
  - ⇒ 若手技術者を予定管理技術者として登録した場合に、入札・契約手続き時に評価する取組みの実施(継続)
- 7) 1,000万円未満業務の品質確保対策強化を要望
  - ⇒ 100万円を超える業務を対象に履行確実性評価の実施(継続)

H28  
反映

36

### 1. 技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保

○技術評価結果について、競争参加者へ提供する情報量の充実

- ①関東地方整備局版運用ガイドラインの公表
- ②評価項目の見直し
- ③同種・類似業務実績の評価対象時期の見直し

### 2. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

○適正な競争環境の確保

- ①分離発注の徹底
- ②品質確保対策の厳格な実施
- ③履行確実性評価【試行】
- ④履行期限の平準化
- ⑤適切な入札契約方式の選定
- ⑥優良業務表彰の評価対象業務の見直し
- ⑦業務成績及び優良業務表彰の評価における全国評価【試行】
- ⑧拡大型プロポーザル方式【試行】
- ⑨若手技術者の活用を評価【試行】

○地元建設業の経営・技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ⑩適切な地域要件の設定【試行】
- ⑪自治体等の受注実績を評価【試行】

### 3. 効率的な事務手続きへの取り組み

○業務の効率化・簡素化

- ①入札説明書等の記載の簡素化【試行】
- ②総合評価落札方式における技術提案書提出者数の絞込み【試行】
- ③入札説明書等の改定時期、評価の年度切り替え時期の変更
- ④一括審査方式の導入【試行】

※赤字は、H28実施方針での取組み  
 ※青字は、H27実施方針での取組み  
 ※黒字は、H26実施方針以前からの取組み

## 平成28年度 改善に向けた新たな取り組み①

### 1. 技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保

#### ③同種・類似業務実績の評価対象時期の見直し《H28.4公示から実施》

- ・平成27年度までは、評価対象期間は過去10年で、前年度末までに完了した業務を対象。
- ・しかし、評価年度の切替を行う8月以前（4～7月）に発注する業務については、前年度末に完了した業務は対象外となっていた。
- ・一方、繰越制度の柔軟な活用も踏まえた「履行期限の平準化」の取組みも進めていることから、可能な限り最新の業務実績を評価に反映する必要。
- ・このため、**評価年度の切替を4月とし、過去10年+当該年度の審査基準日（公示日）までに完了した業務が対象となるよう見直し（評点（60点以上）の確認が必要）**

#### ■平成28年度の改訂内容

		評価年度切替						評価年度切替						
		H17	H18	H19	~	H25	H26	H27	H28					
									4月	5月	6月	7月	8月	9月
従前	審査基準日（公示日）	評価対象期間（過去10年間）							公示日					
	8月以降	評価対象期間（過去10年間）							公示日					
見直し	審査基準日（公示日）	評価対象期間（過去10年間+当該年度分）							◎公示日					

2. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑥優良業務表彰の評価対象業務の見直し《H28.8公示から実施》

- ・より厳格な審査・評価を実施するために、優良表彰（企業、技術者）の評価対象を当該業務の業種区分に限定（参考：関東地整では、H24年度業務から表彰状に業種区分を記載）

■平成28年度の改訂内容

優良業務評価基準

**企業の経験及び能力**

平成26年以降平成27年度末【標準として過去2年間】までに完了した**当該業務と同じ業種区分**の業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。

- ① 関東地整発注業務で局長表彰を受けた経験がある 5点
- ② 関東地整発注業務で事務所長表彰を受けた経験がある 3点
- ③ 関東地整以外の国交省発注業務で表彰を受けた経験がある 3点

**管理技術者の経験及び能力**

平成24年以降平成27年度末【標準として過去4年間】までに完了した**当該業務と同じ業種区分**の業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。

- ① 関東地整発注業務で表彰を受けた経験がある 5点
- ② 関東地整以外の国交省発注業務で表彰を受けた経験がある 3点

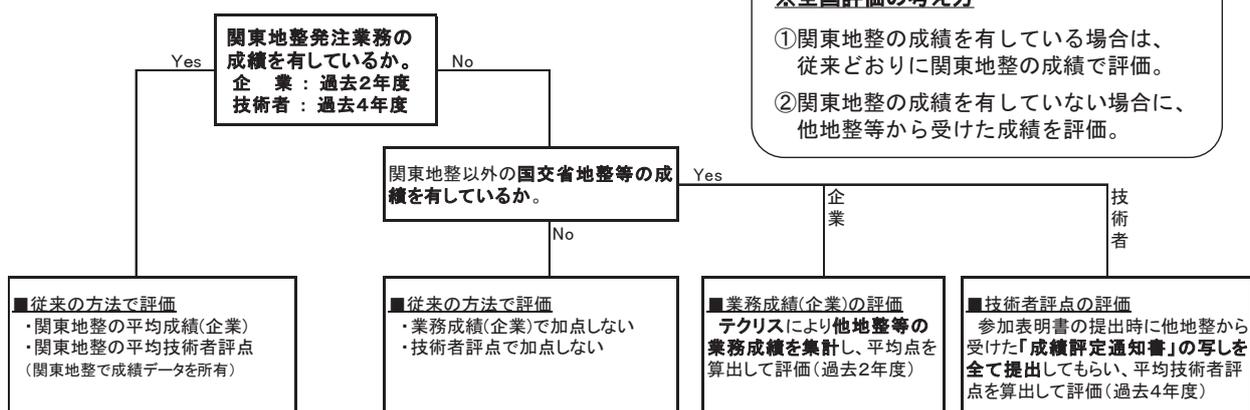
《当該業務の業種区分で表彰された経験に限定》

2. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦業務成績及び優良業務表彰の評価における全国評価【試行】（見直し）

- ・関東地整での実績がない企業及び技術者について、他の地方整備局等の実績を評価する試行を実施。
- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型（1:3）、簡易型）で発注する業務を対象。（港湾関係、建築を除く。補償コンは優良業務表彰のみ）  
※「優良業務表彰」H24.8公示から、「業務成績」はH25.10公示から実施
- ・優良業務表彰については、当該業務の業種区分に限定し評価。

○業務成績、技術者評点の改訂(全国評価) 評価方法イメージフロー

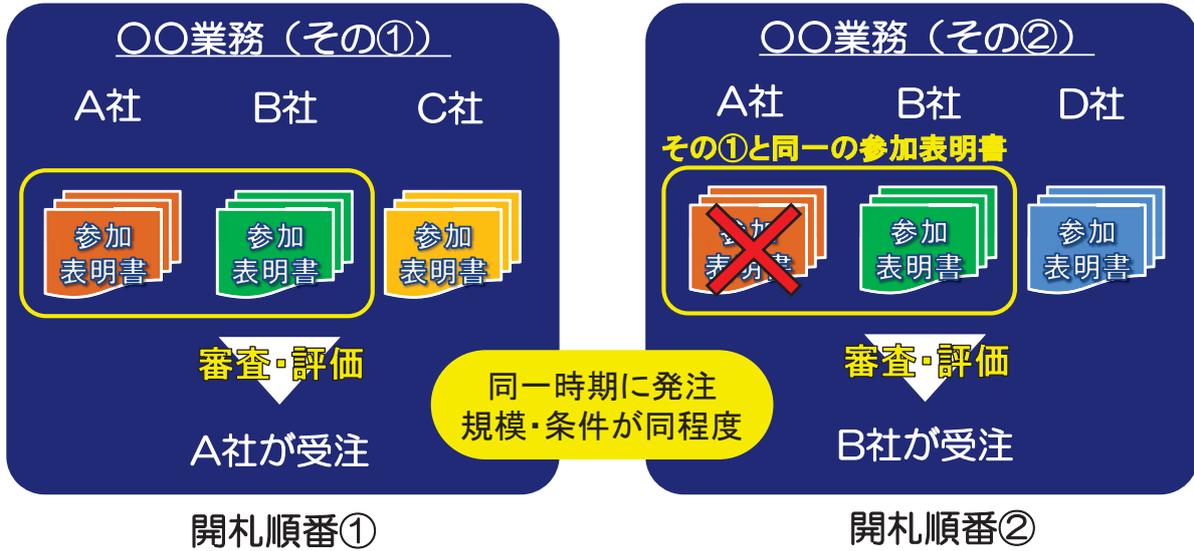


※他地整等：国土交通省の各地方整備局等、地理院、国総研等及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(全て農業、漁港、港湾空港関係を除く)

3. 効率的な事務手続きへの取り組み

④一括審査方式【試行】（新規）《H28.8公示から実施》

- ・同一時期に発注される規模、条件が同程度の複数業務に入札参加する場合、同一の参加表明書により評価することで、受発注者の事務量を低減。
- ・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定（重複受注は認めない）
- ・対象は、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くない業務。  
（災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等）



平成28年度 改善に向けた取り組み(継続)

1. 技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保

①関東地方整備局版運用ガイドラインの公表（継続）

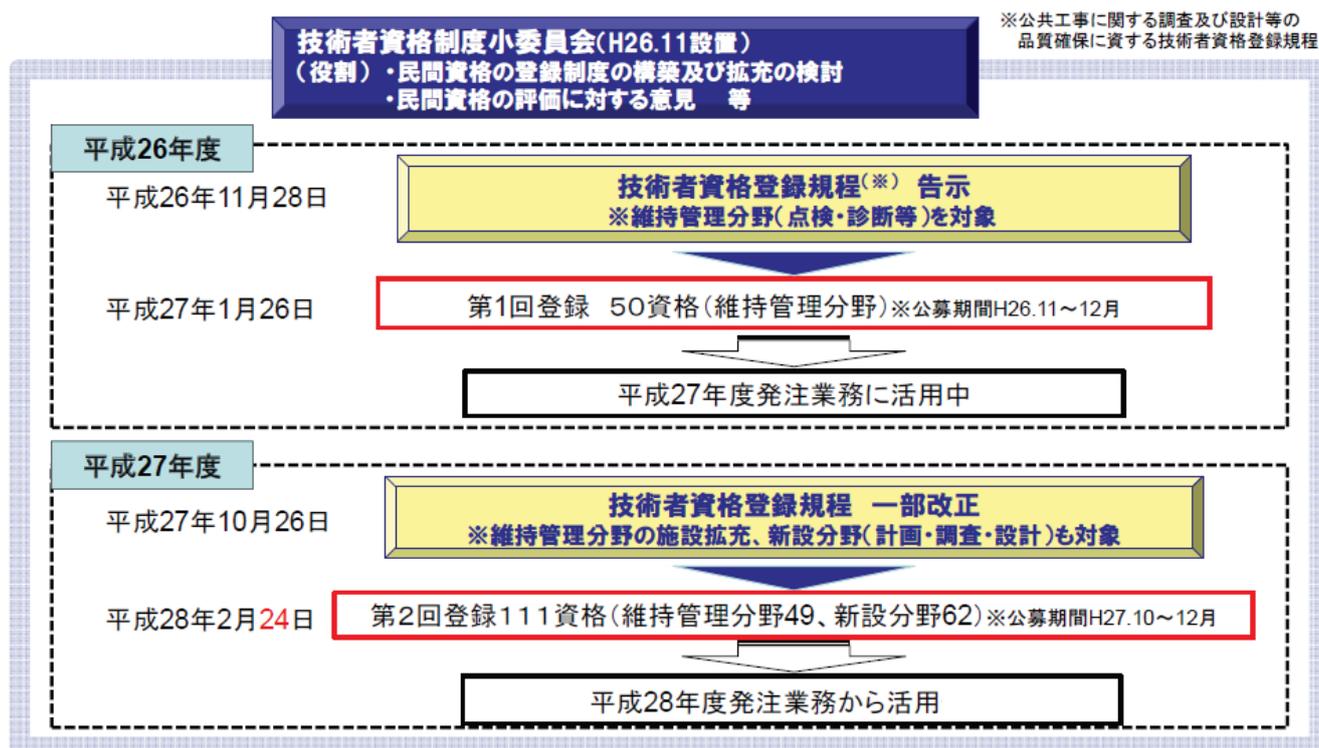
②評価項目の見直し（継続）

- ・配置予定技術者の能力を、その者の有する資格により適切に評価するため、プロポーザル、総合評価及び価格競争で発注する全案件について、技術者資格を「加点評価」（H27.8公示から実施）
- ・国交省登録技術者資格の対象業務については、登録された資格を「加点評価」

■平成27年度の改訂内容(土木コンサルの例) ※技術者資格のランク別加点については、本省ガイドラインに準拠

予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	【プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争】 技術者資格を下記の項目で評価する。 ①技術士：総合技術監理部門（建設部門関連科目） 技術士：建設部門 博士（工学） ②国土交通省登録技術者資格 ③RCCM（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く） 土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級） （国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く） ④上記以外の場合は指名しない。 ※②は登録資格の対象業務のみ評価する。	① 4 ② 3 ③ 1 ④ 指名しない
	継続教育取組実績	CPDの取得状況	【プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争】 CPDの取得状況について、下記の項目で評価する。 ①建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育（CPD）の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。 ②上記以外	① 1 ② 0

■ 国土交通省登録技術者資格の登録状況 ([http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html))



2. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

① 分離発注の徹底

- ・ 測量、地質調査、設計業務等の各業務は、原則分離発注。
- ・ やむを得ず複合業務で発注の場合、設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保。

② 品質確保対策の厳格な実施

【品質確保基準価格の導入】

- ・ 予定価格が100~1,000万円の業務について、「品質確保基準価格」を設定(H25.10公示から実施)
- ・ 「品質確保基準価格」を下回る価格で契約した業務は、品質確保対策を講ずる

【入札契約に関連する品質確保対策】

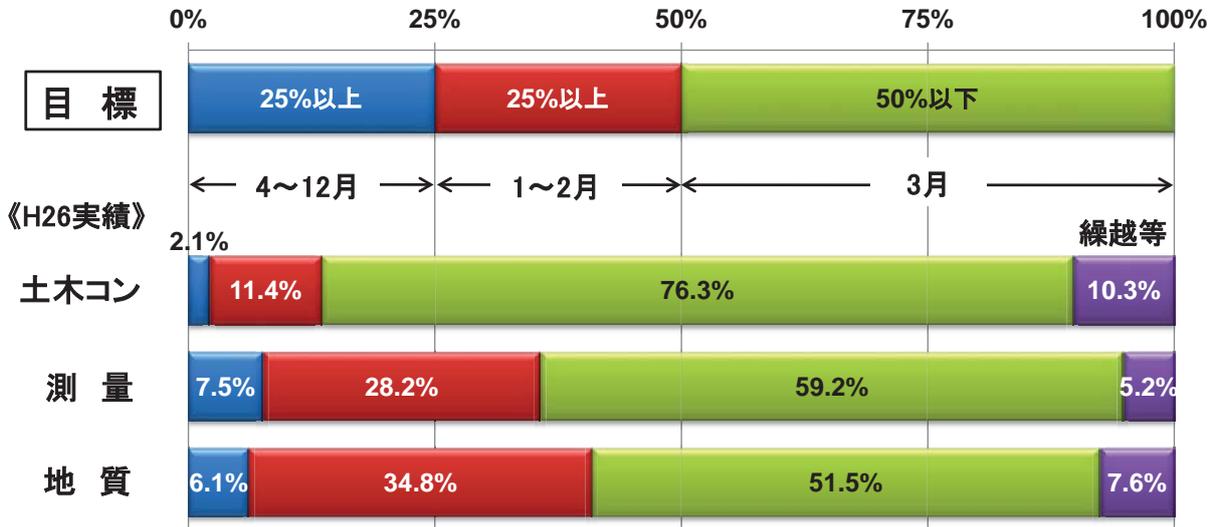
- ・ 「詳細な低入札価格調査」、「業務コスト調査」、
- ・ 「低入札業務の品質確保対策(試行)要領に基づく品質確保対策(第三者照査、履行体制の強化等)」、
- ・ 「予定管理技術者の手持ち業務量の制限」、「成績評定の際の厳格な評価(過失に伴う減点等)」等

③ 履行確実性評価【試行】

- ・ 「予定価格1,000万円を超える総合評価落札方式の業務」から、「予定価格100万円を超える総合評価落札方式の業務」に対象業務を拡大。(H25.10公示から実施)
- ※1,000万円以下の総合評価落札方式においても、「品質確保基準価格」を下回って入札した者については、履行確実性評価のための追加資料を求める。

④ 履行期限の平準化

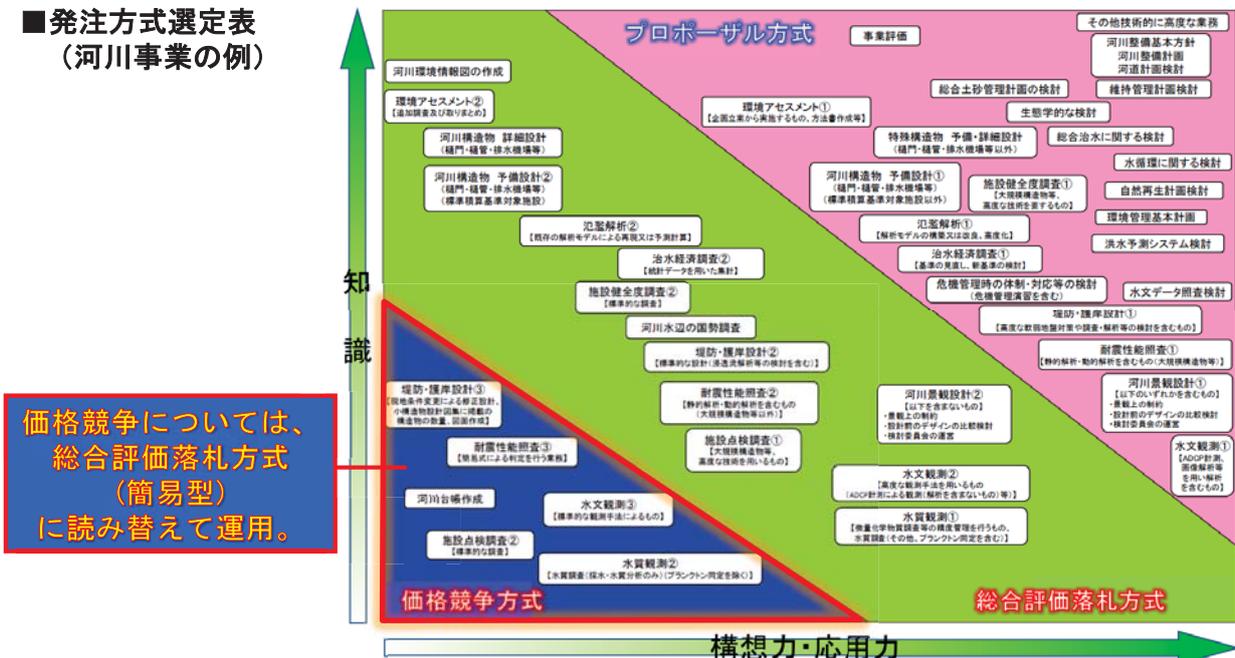
- ・ 適正な履行期間を設定した上で年度末に集中していた履行期限の業務の減少を図り、履行期限の平準化を推進。
- ・ 適正な履行期間の設定を徹底。当初予算において国債の設定も考慮。
- ・ 計画的な業務進捗を図り、発注当初の履行期限内で完了できるよう努める。
- ・ 発注者支援、通年業務は対象外。



⑤ 適切な入札契約方式の選定

- ・ 平成27年11月に改正された本省ガイドラインに位置づけ。
- ・ 関東地整では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)に読み替えて運用。

■発注方式選定表 (河川事業の例)

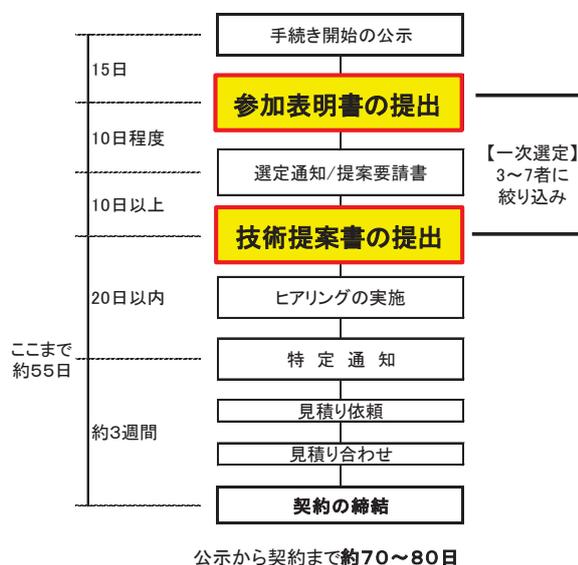


⑧ 拡大型プロポーザル方式【試行】

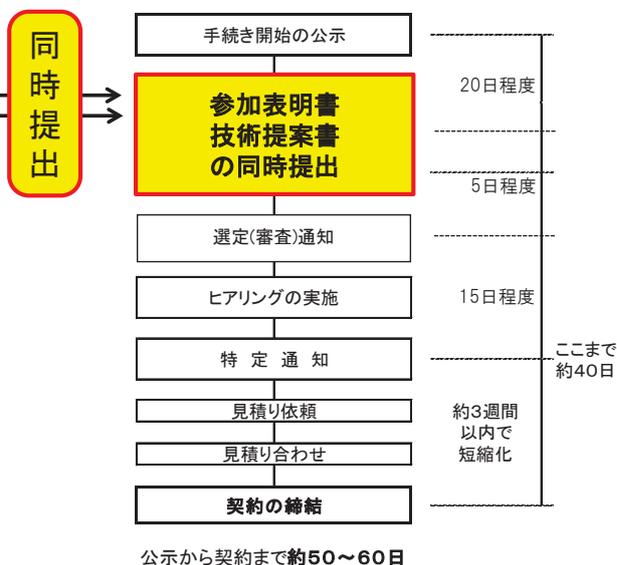
- ・「業務実績が少ない特殊業務」「技術的難易度が非常に高度な業務」において、技術提案書提出者の絞り込みを行わず、参加者全員から技術提案書を求める（H25.10公示から実施）  
（欠格者以外の全員の技術提案書を評価する試行）

《簡易公募型》

【通常】



【拡大型】



⑨ 若手技術者の活用を評価【試行】

- ・公共工事に関する調査及び設計の品質確保の担い手を育成、確保をするために、若手技術者を活用した場合に入札契約手続きにおいて評価（H27.8公示から実施）

⑩ 適切な地域要件の設定【試行】

- ・総合評価落札方式、価格競争入札方式の業務において、十分な競争性が確保できる場合、地理的条件に「本店の所在の有無」を資格要件とする試行を実施。

⑪ 自治体等の受注実績を評価【試行】

- ・整備局の実績が無い者(地域コンサル、新規参入者)は、業務成績の評価が低くなるため、整備局以外(自治体等)の業務実績を評価し、入札参加機会の拡大を図る（H23年度から一部の業務で試行）
- ・総合評価落札方式(簡易型)の案件に適用（H27.8公示から実施）

### 3. 効率的な事務手続きへの取り組み

#### ①入札説明書等の記載の簡素化

- ・ 入札説明書等の記載内容の見直しを行うとともに、共通事項はホームページに掲載し簡素化。
- ・ 指名選定時等の評価方法を見直し、参加表明書の添付資料の簡素化。
- ・ **総合評価落札方式（簡易型）に限り、技術提案書（実施方針）の記載例を見直し、過剰な記載を抑制することで、受注者の実施方針作成手間、発注者の評価手間を削減（H27.8公示から実施）**

#### ②総合評価落札方式における技術提案書提出者数の絞込み【試行】

- ・ 指名選定する場合は「10者以上」が基本であるが、技術力の評価を重視する総合評価落札方式（標準型）では、技術提案書提出者数を「5～7者に限定」（H23年度から）  
→参加企業の資料作成負担の軽減（業界側も要望）、発注者側の事務量を低減。
- ・ 総合評価落札方式（標準型）で発注する全ての案件で実施。

#### ③入札説明書等の改定時期、評価の年度切り替え時期の変更

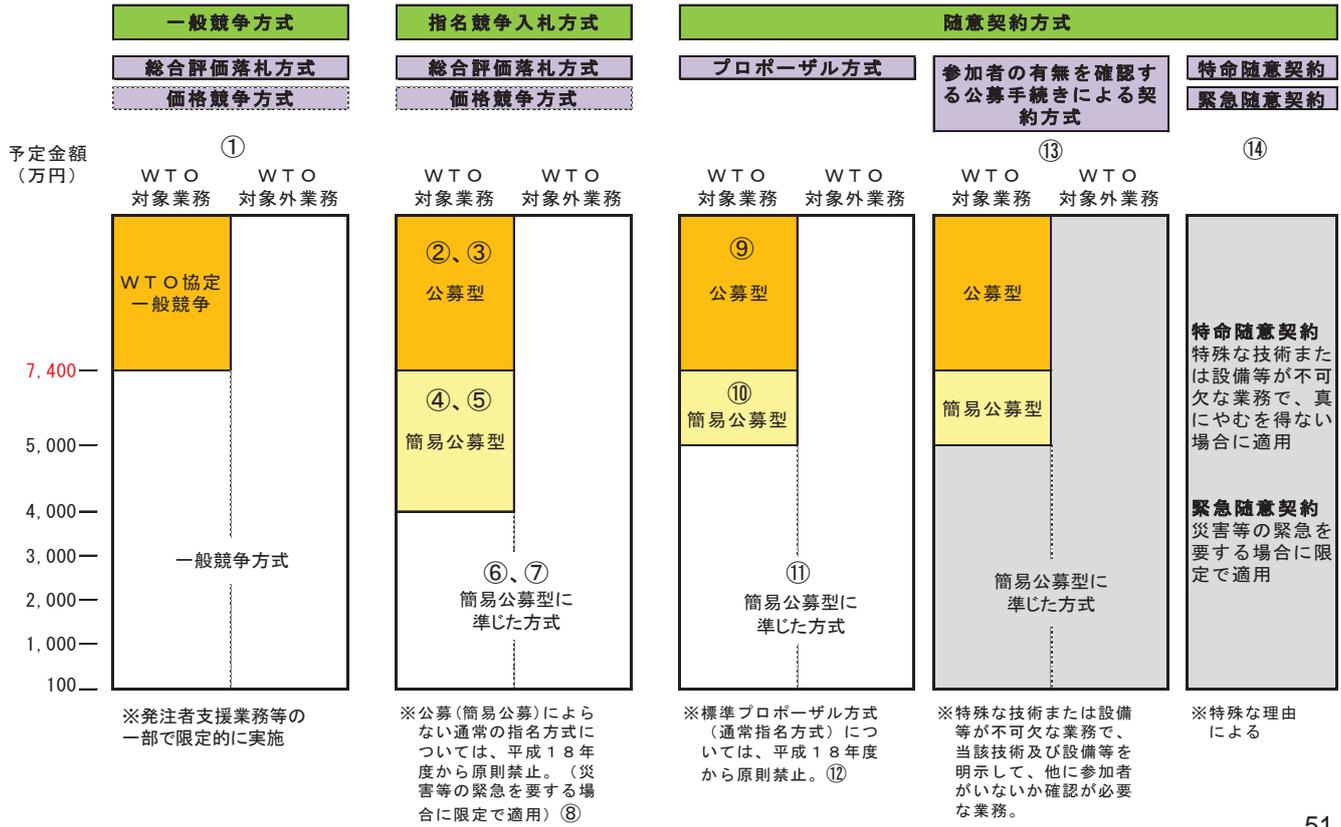
- ・ 入札説明書等の改定時期、評価の統一切り替え時期を、優良業務表彰後の8月に変更（年1回）（H26.8公示より実施）

### 平成28年度 建設コンサルタント業務等の契約方式

平成28、29年度適用

契約方式	予定価格	適用
一般競争入札		
一般競争入札（総合評価落札方式）		発注者支援等業務、工事監理業務（建築）等の一部で限定的に実施①
指名競争入札方式		
公募型競争入札	7,400万円以上	政府協定対象業務②
公募型競争入札（総合評価落札方式）	7,400万円以上	政府協定対象業務③
簡易公募型競争入札	7,400万円未満 4,000万円以上	政府協定対象業務④
簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）	7,400万円未満 4,000万円以上	政府協定対象業務⑤
簡易公募型競争入札に準じた方式		4,000万円未満及び政府協定対象外業務⑥
簡易公募型競争入札に準じた方式（総合評価落札方式）		4,000万円未満及び政府協定対象外業務⑦
上記以外の競争入札方式		関東地整はH18より原則廃止⑧ ※災害など緊急を要する場合には、適用可能
随意契約方式		
公募型プロポーザル方式	7,400万円以上	政府協定対象業務⑨
簡易公募型プロポーザル方式	7,400万円未満 5,000万円以上	政府協定対象業務⑩
簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式		5,000万円未満及び政府協定対象外業務⑪
標準プロポーザル方式		関東地整はH18より原則廃止⑫
参加者の有無を確認する公募手続による契約方式		特殊な技術または設備等が不可欠な業務で、当該技術及び設備等を明示して他に参加者がいないか確認が必要な業務⑬
随意契約方式（上記を除く）		特殊な技術または設備等が不可欠な業務で真にやむを得ない場合に適用可能⑭

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きの区分



品質確保対策の実施状況

# 1. 設計業務等における品質確保対策

	取り組み項目	対象	実施期間	特記事項	
業務発注	①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化 ※発注者支援業務、年間を通して行う業務は除く	測量 地質 設計	H23年度～	【履行期限目標】 12月まで:25%以上 1～2月:25%以上 3月:50%以下	
業務履行	②条件明示の徹底 条件明示チェックシート(案)の活用	設計	H24年度～ 対象項目を順次拡大中	道路、橋梁、樋門・樋管、 排水機場、築堤護岸、 山岳トンネル、共同溝、 砂防堰堤 27年度から標準歩掛りに収録	
	③受発注者の コミュニケーション 円滑化の取組み	合同現地踏査の実施	設計	H22年度に一部試行 H23年度～完全実施	27年度から標準歩掛りに収録
		業務スケジュール管理表の活用			
	④受注者による確 実な照査の 実施	ワンデーレスポンスの実施	測量 地質 設計		
適正な照査期間の確保		設計	H23年(12月)～	27年度から標準歩掛りに収録	
照査報告に関する照査技術者との 打合せの実施					
照査体制の強化「赤黄チェック」	設計	詳細設計について 平成25年(10月)～試行 <b>平成28年4月～完全実施</b>	照査の根拠となる資料を示す ことができる照査方法の実施と 発注者への提示		

## ①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化

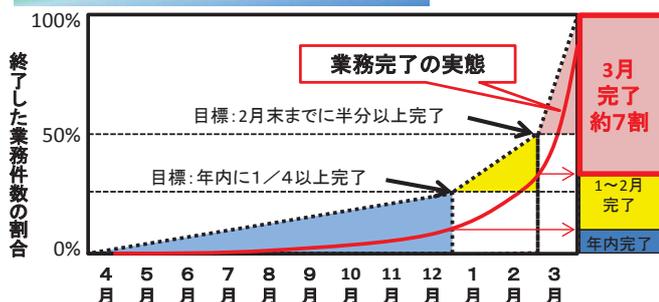
業務(設計、測量、地質調査等)の完了日(履行期限)が年度末に集中しており、就業環境の悪化、生産性の低下によって業務の品質に影響を与えている。  
履行期限を平準化することで改善される。

### 設定目標

履行期限設定は、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。  
(発注者支援や通年業務は対象外)

4月～12月	1月～2月	3月
25%以上	25%以上	50%以下

### 履行期限の実態と課題



当初発注時の履行期限は概ね上記の目標に近い割合であるが、工期延伸される業務が多数あり、結果的に約7割が3月工期に。

### 対策メニュー

#### ○履行期間の確保と柔軟な国債の活用・運用

- ・適正な履行期間の設定を徹底。
- ・履行期限の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
- ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。

#### ○業務発注時期の適切な設定

- ・先の設定目標を念頭に、履行期限と履行期間から逆算して適切な業務発注時期を設定する。
- ・業務完了を早めるため、早期発注に努める。

#### ○計画的な業務の進捗管理

- ・業務スケジュール管理表、条件明示チェックシート等(別掲)を有効に活用して計画的な業務進捗を図り、発注当初の履行期限で完了できるように努める。

### 効果

- ◆ 照査が充実し、**業務成果の品質向上**
- ◆ 年度末の業務量縮減で、**就業環境が改善**

## ②条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行)

詳細設計業務の**業務着手時**(契約後)、  
受注者に対して必要な情報を漏れなく明示するためのツール。

### 対象となる業務 ……下記の「詳細設計」

- 道路      ○橋梁      ○樋門・樋管
- 排水機場   ○築堤護岸   ○山岳トンネル
- 共同溝      ○砂防堰堤

### 具体的な取組

#### 1. 予備設計

受注者は、「条件明示チェックシート(案)」を作成し、成果品として納品する。

#### 2. 詳細設計

発注時に提示すべき設計条件については、発注関係図書(特記仕様書等)に明示、条件明示チェックシートについては、業務着手時(契約後)に受注者に提示する。

※業務着手時までに明示できない条件については、条件の決定に際して必要な検討事項、条件確定の時期等を整理し受発注者間で情報共有を図る。

### チェックシートの構成と項目

- ① 詳細設計業務実施に必要な条件  
・明示項目  
・主要内容 ←(案)に記載済み
- ② 対象項目  
(条件明示の対象なら○、対象外なら×を記載)
- ③ 確認状況および確認日  
(全確定なら○、一部確定は△、未確定は×の記号と、それを確認した日付を記載)
- ④ 確認資料 (資料の名称、頁番号等を記載)
- ⑤ 備考 (③が△×の進捗状況を記入)

### 効果

- ◆明示すべき事項の漏れを防止できる
- ◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

56

## ③コミュニケーション円滑化の取組み(業務スケジュール管理表)

詳細設計業務において、通常の工程表に加えて、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「**業務スケジュール管理表**」を受注者が作成し、発注者と共有する。

### 様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

業務名、受注者名、 管理技術者名等を記載		現在の状況、課題、 当面の目標等を記載				
作業項目	8月	9月	10月	11月	備考	
打合せ	○		○	○		
現地踏査	■	工程表(バーチャート)				
○○設計		■				
照査				■		
着手日	作業事項 (タスク)	作業者		状況	目標	懸案事項
		発	受			
			○	完了		
		○			9月末	
判断等を要する事項、未確定事項のリスト						

### 作成手順と活用方法

- ① 受注者が作成し初回打合せ時に提示  
↓  
(業務の進捗、状況変化で内容が変わる)
- ② 次の打合せ時に**内容を加筆修正した版を受注者が作成し提示**  
↓
- ③ **スケジュール確定まで②を繰り返す**

※スケジュールの修正検討は履行期限からの逆算ではなく、作業項目ごとの必要な履行期間を積み上げていくことに留意。

### 効果

- ◆業務履行上の課題を明確にできる
- ◆適正な履行期間の確保

57

◆目的

・設計業務の成果の不具合が生じる原因の一因として受注者による確実な照査が十分に実施されていないという問題が指摘されているところであり、設計不具合の主要因は、データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)が挙げられている。



照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)を防止する。

◆対象業務: 詳細設計業務

※平成25年10月から試行、平成28年4月より完全実施。積算基準にも歩掛掲載。

◆具体的な取組み

詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法で行うこととする。

また、成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示する。

(成果品として納める必要はないが、照査報告書および打合せ記録簿に資料の提示の有無を記載)

【例】作成した資料に、①確認マークを黄色で入れ、

②修正箇所の訂正を赤字でし、

③修正結果の確認マークを青色で行う。



1.3.2 保有耐力法

橋軸方向

	タイプIの設計荷度、分担重量				タイプIIの設計荷度、分担重量			
	C1skhco	khg	0.4C1z	Wu (kN)	C1Iskhco	khg	0.4C1Isz	Wu (kN)
正方向	1,023.1	0.50	0.40	10900.00	1,196.9	0.50	0.40	11000.00

橋軸直角方向

	タイプIの設計荷度、分担重量				タイプIIの設計荷度、分担重量			
	C1skhco	khg	0.4C1z	Wu (kN)	C1Iskhco	khg	0.4C1Isz	Wu (kN)
正方向	1,066.6	0.50	0.40	10900.00	1,260.5	0.50	0.40	11100.00

C1skhco : 地域別補正係数×設計水平荷度(タイプI)の標準値  
 C1Iskhco: 地域別補正係数×設計水平荷度(タイプII)の標準値  
 khg: 地盤面における設計水平荷度  
 0.4C1z : 道示V(編7.4.1)を適用したときの設計水平荷度(タイプI)  
 0.4C1Isz: 道示V(編7.4.1)を適用したときの設計水平荷度(タイプII)  
 Wu: 橋脚が支持している上部工重量

共通仕様書、技術者単価、積算基準の改定

## 【測量、地質、設計】

- **管理技術者等を変更できる例外規定について明記**  
「管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。」
- **再委託に関する「軽微な部分」を追記**
- **保険加入の義務を明記**  
「受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。」

## 【地質】

- **主任技術者の記載を修正**  
・技術士の選択科目、RCCMの部門及び国土交通省登録技術者資格に関する記載を追記
- **照査技術者及び照査の実施の記載を修正**  
・配置する場合の記載を追記

## 【設計】

- **照査技術者及び照査の実施の記載を修正**
  - ・国土交通省登録技術者資格に関する記載を追記
  - ・詳細設計業務の照査時の「赤黄チェック」原則実施を追記  
「詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。」
- **道路編にて「盛土・切土設計」を追加**
- **主要技術基準及び参考図書を更新**

# 平成28年度 設計業務委託等技術者単価の概要

## 1. 単価設定のポイント

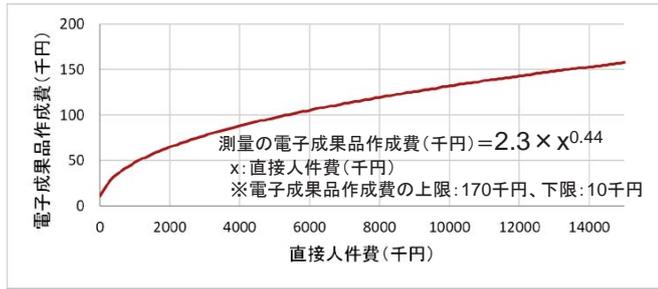
- (1) 労務単価の機動的見直しに合わせ、昨年度同様に適用を **2月に前倒し**
- (2) 実勢価格の的確な反映  
全職種平均値  
**35,470円** 対前年度比； **+3.8%** (H27増加率4.7%)

## 2. 単価の種類と増加率

- (1) **設計業務(7種類) 43,871円 対前年度比；+3.9%**  
 構造物設計、発注者支援業務など、建設コンサルタント業務の積算に用いる単価
- (2) **測量業務(5種類) 28,460円 対前年度比；+4.2%**  
 基準点測量、水準測量など、測量業務の積算に用いる単価
- (3) **航空・船舶関係(5種類) 32,960円 対前年度比；+2.7%**  
 空中写真測量、航空レーザ測量及び深淺測量に係る航空・船舶関連の積算に用いる単価
- (4) **地質業務(3種類) 31,733円 対前年度比；+4.5%**  
 ボーリング作業の現場における作業指揮、計器操作など、地質調査業務の積算に用いる単価

(全体) ①各分野において中間打合せの標準回数を改定(一部新設)

(測量) ②電子成果品作成費を設定



(地質) ③諸経費率の改定(下表のとおり)

④土質オールコアボーリングの日当たり作業量を新設

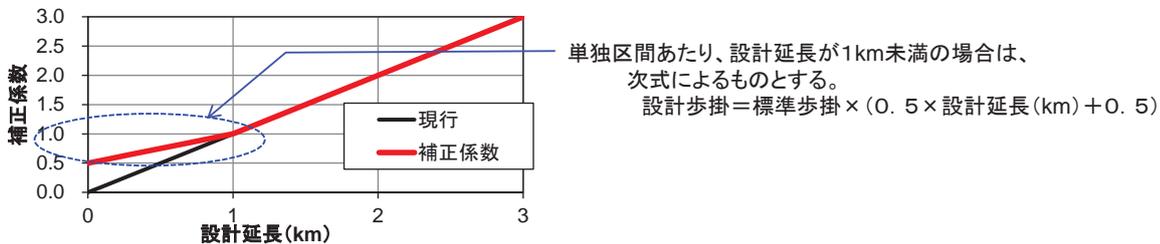
業務分野	諸経費	
	現行	改定
地質調査	A=335.58 b=-0.135 (諸経費: 32.8~52.0%)	A=300.01 b=-0.12 (諸経費: 38.0~57.2%)

(設計) ⑤詳細設計業務の照査歩掛改定(赤黄チェックの本格運用)

⑥設計業務の電子計算機使用料を改定(一部新設)

⑦道路詳細設計(A)・(B)、:設計延長1km未満の場合の補正を追加(下図のとおり)

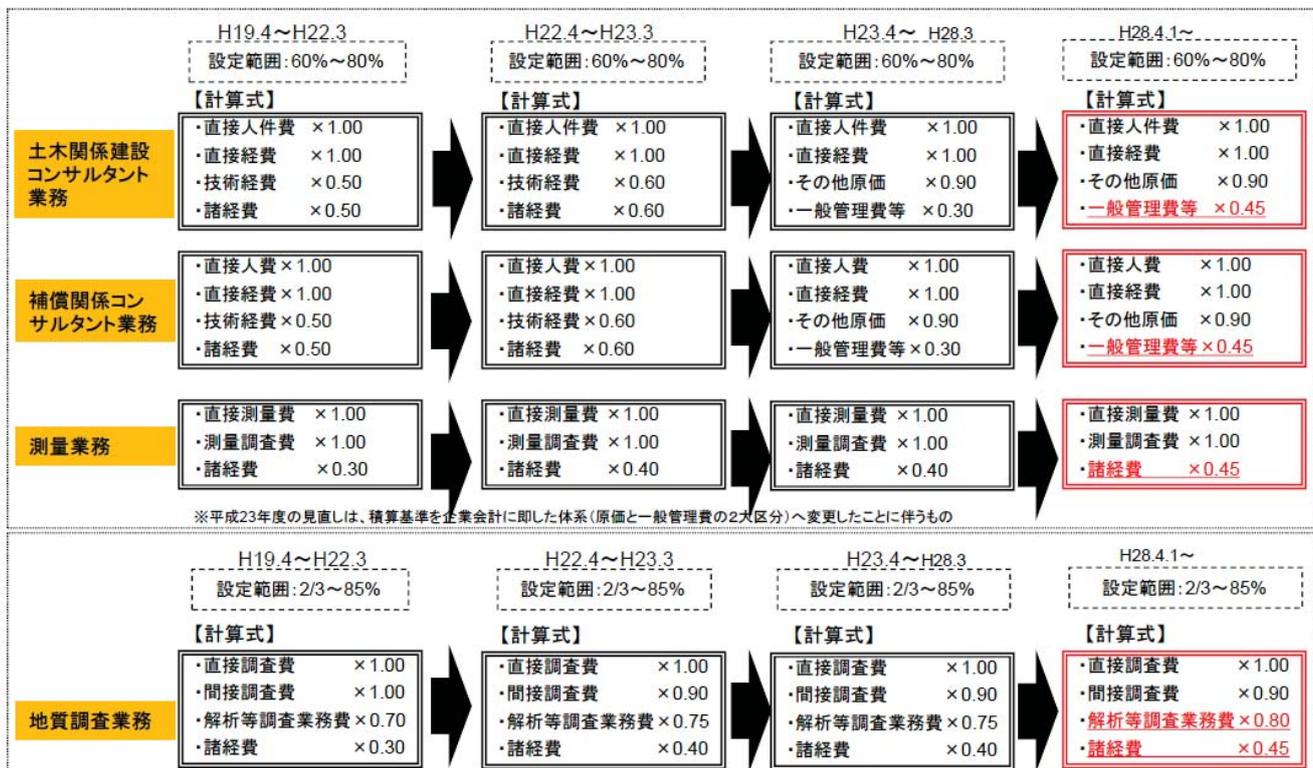
⑧砂防堰堤詳細設計の歩掛改定(透過型・不透過型を分けて設定)



低入札価格調査基準の見直し

○H28年4月1日以降に入札公告を行う業務から適用

【改定内容】品質確保の観点から本社の従業員給与手当等を計上



◆UAVを用いた公共測量について

UAVを用いて撮影した空中写真から3次元点群データを作成するための標準的な手法を定めた測量マニュアルを作成

①UAVを用いた写真測量を公共測量へ導入



②公共測量の成果にUAV写真による3次元点群データを追加



導入効果: 小回りがきくUAVや3次元化の自動ソフトの導入により、短時間で効率的に3次元点群データが作成可能

(参考) 基準類のHP掲載について

◆共通仕様書、技術者単価、積算基準

項目	参照先URL
共通仕様書	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/kikaku/guide00000034.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/kikaku/guide00000034.html</a> 【平成28年4月1日版】をご覧ください。
技術者単価	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_tanka.html">http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_tanka.html</a> 「平成28年度設計業務委託等技術者単価(※H28.2より適用)」をご覧ください。
積算基準	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_sekisan.html">http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_sekisan.html</a> ※画面の下の方にある「平成28年度」をご覧ください。

◆ ICT活用工事に関連する測量・設計業務について新たに導入するマニュアル等

	名称	新規	改訂	参照先URL
調査・測量・設計	1 UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	○		<a href="http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/uav/index.html">http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/uav/index.html</a>
	2 電子納品要領(工事及び設計)		○	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</a> <a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/</a>
	3 3次元設計データ交換標準(同運用ガイドラインを含む)	○		<a href="http://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bunya/cals/des.html">http://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bunya/cals/des.html</a>

# 土木設計業務等変更ガイドライン

---

国 土 交 通 省  
技 術 調 査 課  
平 成 2 7 年 3 月

1. はじめに
2. 土木設計業務等の変更となり得るケース
3. 土木設計業務等の変更とならないケース
4. 土木設計業務等の変更の手続フロー

## 1. はじめに

### (1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

### (2) 発注者・受注者の留意事項

○発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。

○発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。

○発注者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

○受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。

○受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。

○受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。

○受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

○受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

## 2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### 【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

### 【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

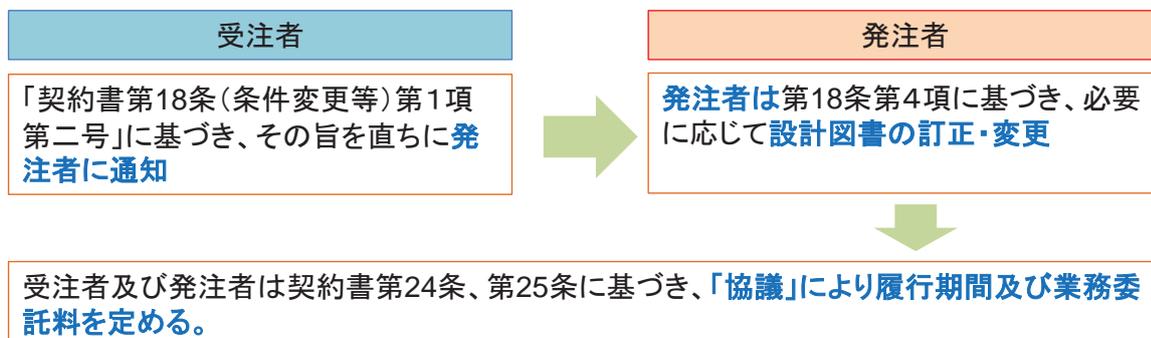
1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。  
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

70

## 2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続 (契約書第18条第1項第二号)

- 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。  
受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1)貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。  
(2)必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。  
(3)条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

等

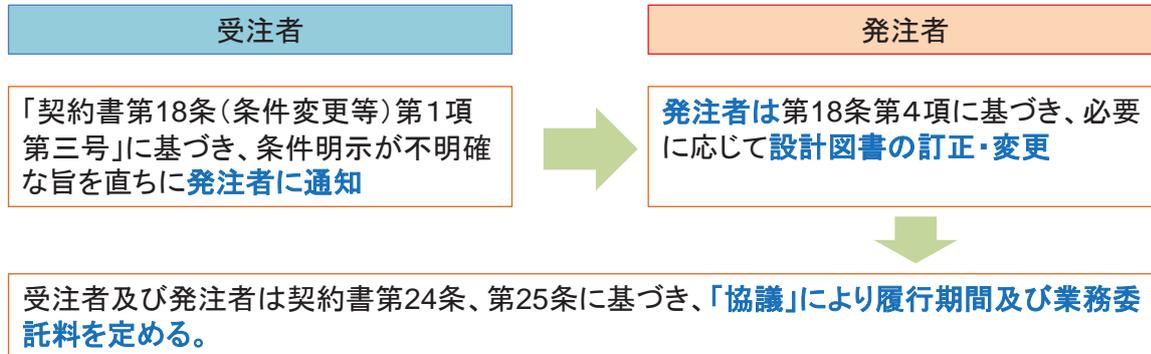
71

## 2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 (契約書第18条第1項第三号)

○設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1)同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。  
(2)設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。  
(3)既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。  
(4)関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

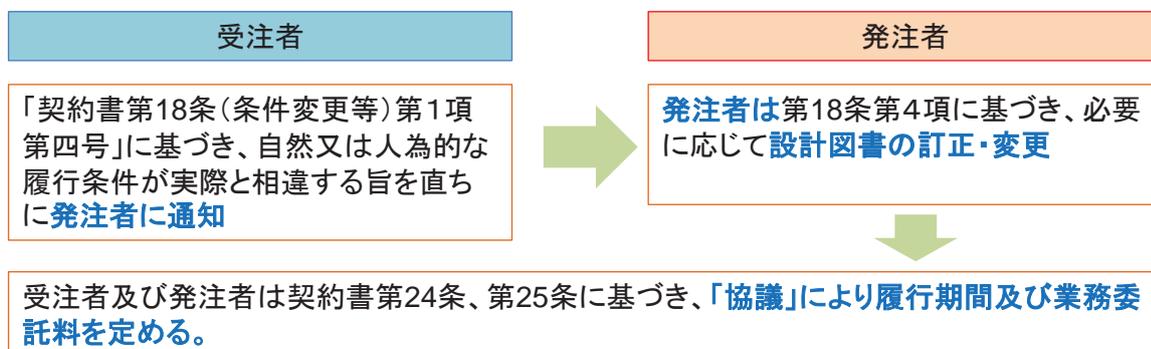
72

## 2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約書第18条第1項第四号)

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1)現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。  
(2)詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があるがあった。  
(3)業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。  
(4)予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。  
(5)関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。  
(6)土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。  
(7)その他、新たな制約等が発生した場合

等

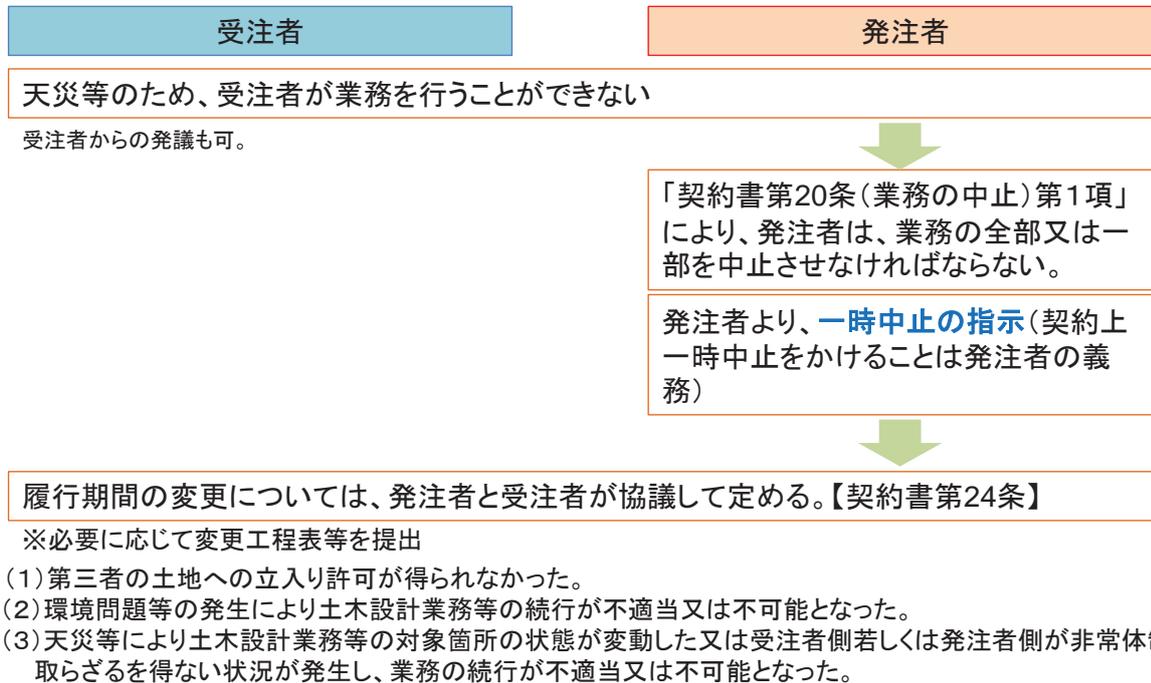
73

## 2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (4) 業務の中止の場合の手續

#### (契約書第20条、共通仕様書第1124条)

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。



74

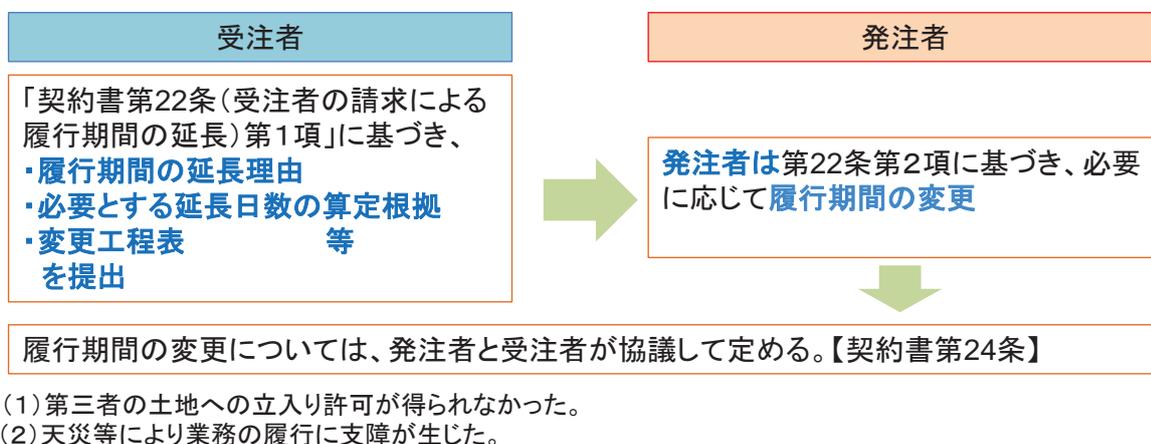
## 2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手續

#### (契約書第22条、共通仕様書第1123条)

○受注者の責めに帰ることができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



等

75

## 2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (6)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの (共通仕様書第1105条)

○受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- Ex. (1)提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合  
(2)詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合  
(3)過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

等

76

## 3. 土木設計業務等の変更の対象とならない不可能なケース

### 【基本事項】

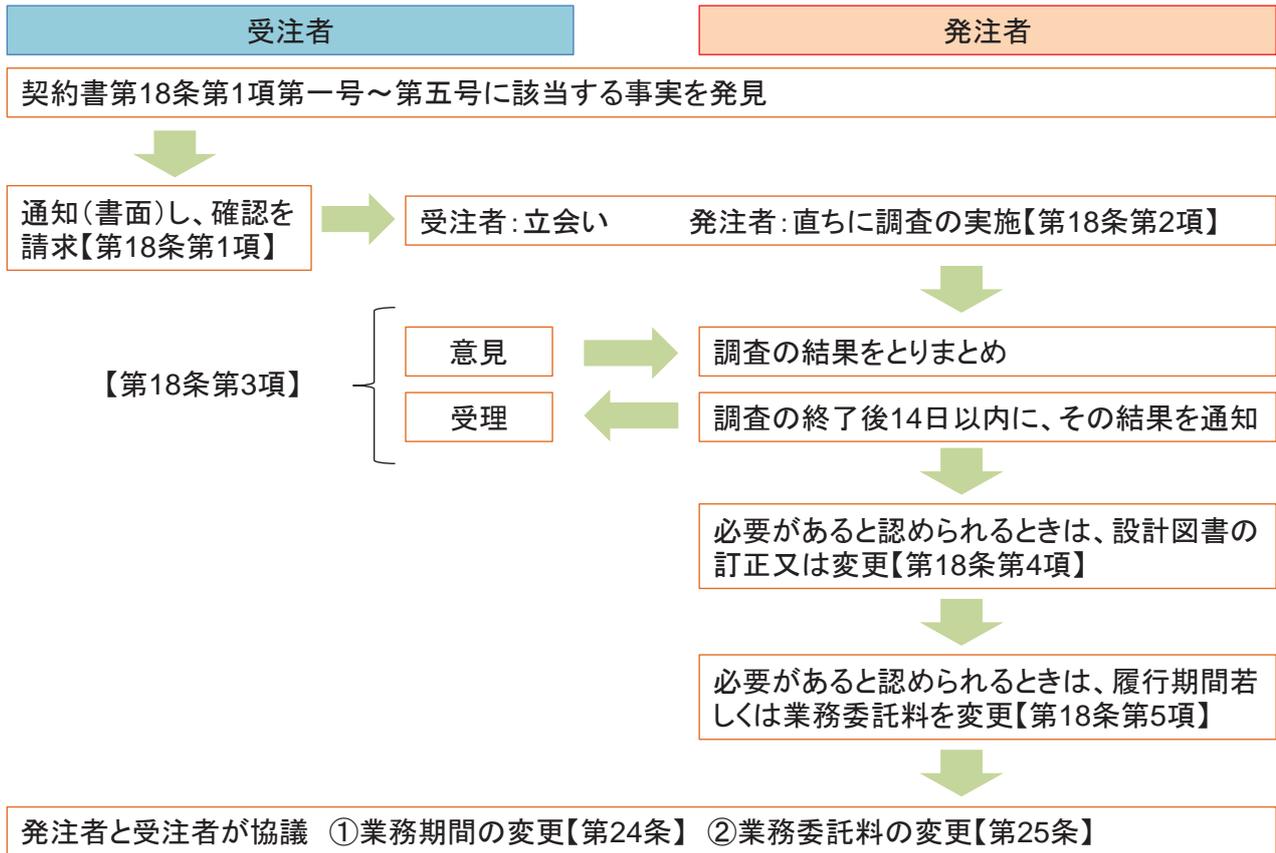
◆下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。

ただし、契約書第26条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

77

## 4. 土木設計業務等の変更の手続フロー



78

平成28年度 発注者支援業務等

79

## 1. 発注者支援業務について

### 1-1. 「民間競争入札」の導入

- 平成28年度は、平成27年度に引続き、以下に示す業務（発注者支援業務等）において、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」により実施する。

#### <発注者支援業務等>

- ・発注者支援業務  
積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務
- ・公物管理補助業務  
河川巡視支援業務、ダム管理支援業務、  
堰・排水機場等管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務
- ・発注者支援業務等  
用地補償総合技術業務

### 1-2. 平成27年度からの主な変更点

- 河川巡視支援業務の管理技術者、担当技術者の資格要件の対象拡大

管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li> <li>● 国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） ←NEW</li> <li>● 河川維持管理技術者 ←NEW</li> <li>● 1級土木施工管理技士</li> <li>● 土木学会特別上級土木技術者、同上級土木技術者又は同1級土木技術者</li> <li>● RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）</li> <li>● 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</li> <li>● 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者</li> </ul>
担当技術者	<p>管理技術者の資格要件のほか・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術士補（建設部門）</li> <li>● 2級土木施工管理技士</li> <li>● 土木学会2級土木技術者</li> <li>● 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者</li> <li>● 河川点検士 ←NEW</li> <li>● 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者</li> </ul>

### 1-3. 業務内容

		業務名	主な業務内容
発注者支援業務等	発注者支援	積算技術業務	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援
		技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援
		工事監督支援業務	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援
	公物管理補助	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる業務
		ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援(排水機場等もあり)
		堰・排水機場等管理支援業務	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検
		道路許認可審査・適正化指導業務	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援
	発注者支援業務等	用地補償総合技術業務	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施等

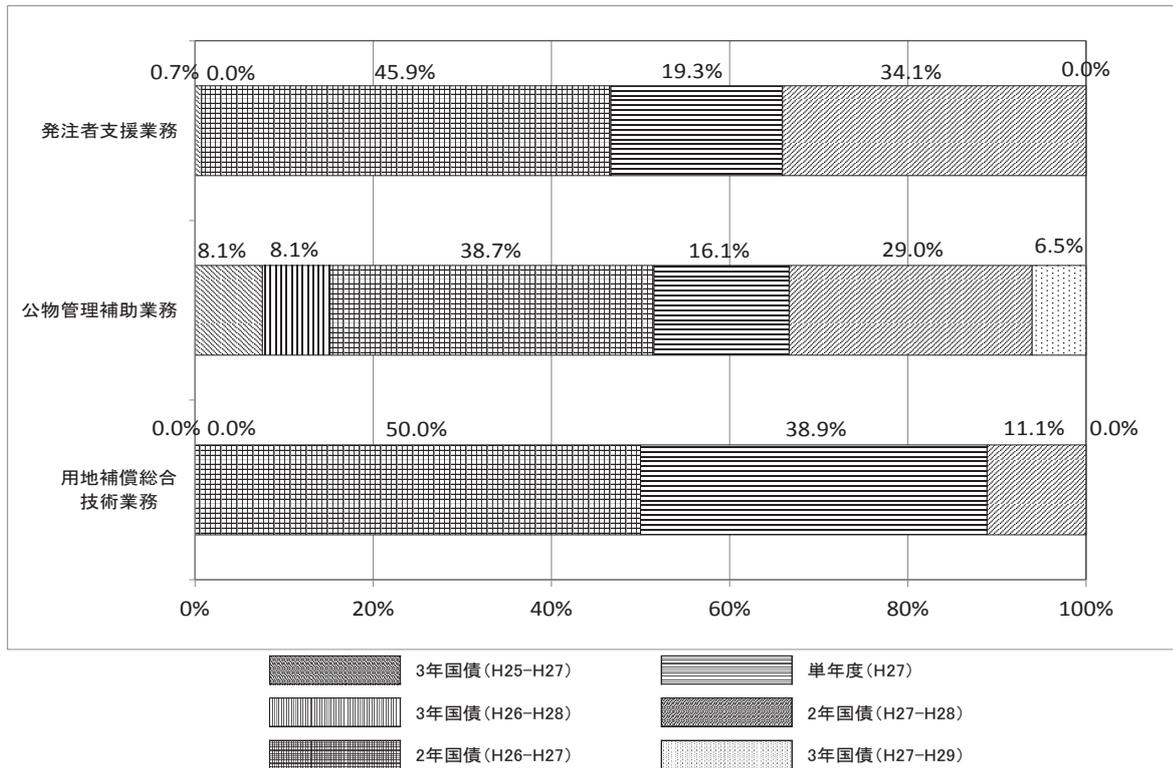
### 1-4. 発注方式

- 全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施
- 複数年度契約の導入

		業務名	総合評価落札方式	
			価格点:技術点	タイプ
発注者支援業務等	発注者支援	積算技術業務	1:2	標準
		技術審査業務	1:2	標準
		工事監督支援業務	1:2	標準
	公物管理補助	河川巡視業務	1:2	標準
		ダム管理支援業務	1:2	標準
		堰・排水機場等管理支援業務	1:2	標準
		道路許認可審査・適正化指導業務	1:2	標準
	発注者支援業務等	用地補償総合技術業務	1:2	標準

1-5. 平成27年度 契約期間別比率

平成27年11月1日現在

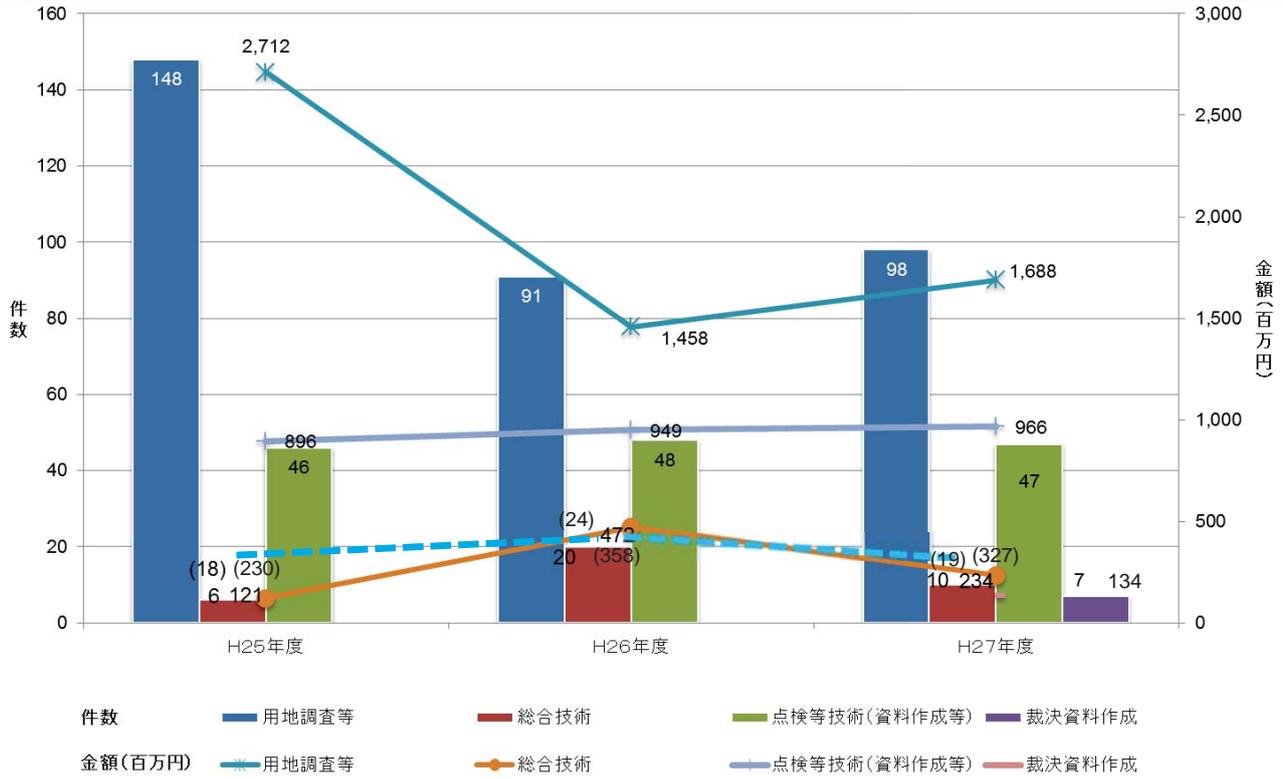


平成28年度 補償コンサルタント業務  
における入札契約手続き実施方針等について



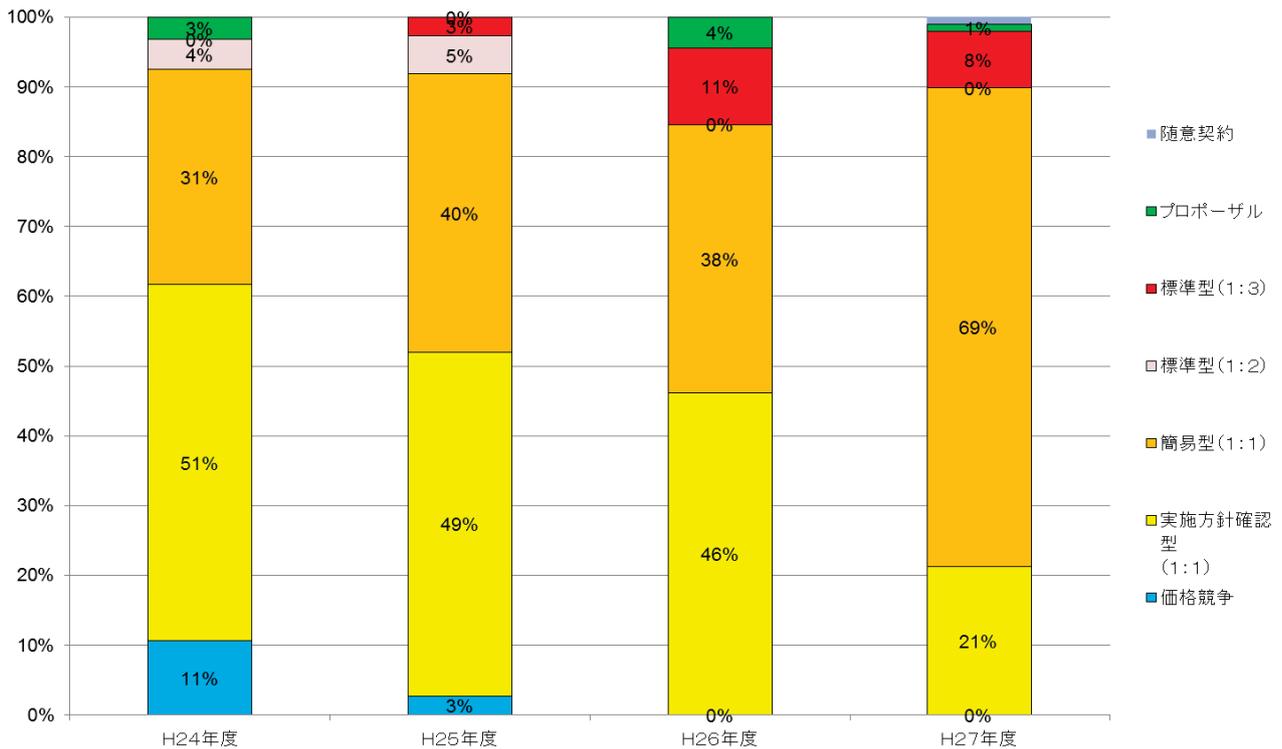
平成28年5月12日  
国土交通省 関東地方整備局  
用地部 用地調査官 曾雌 幹夫

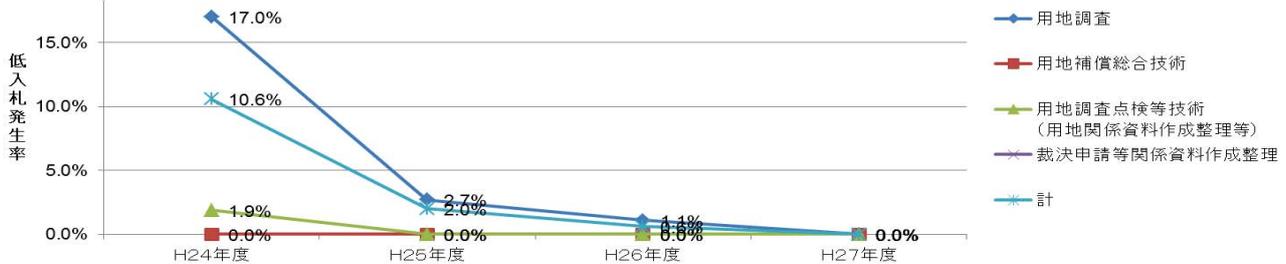
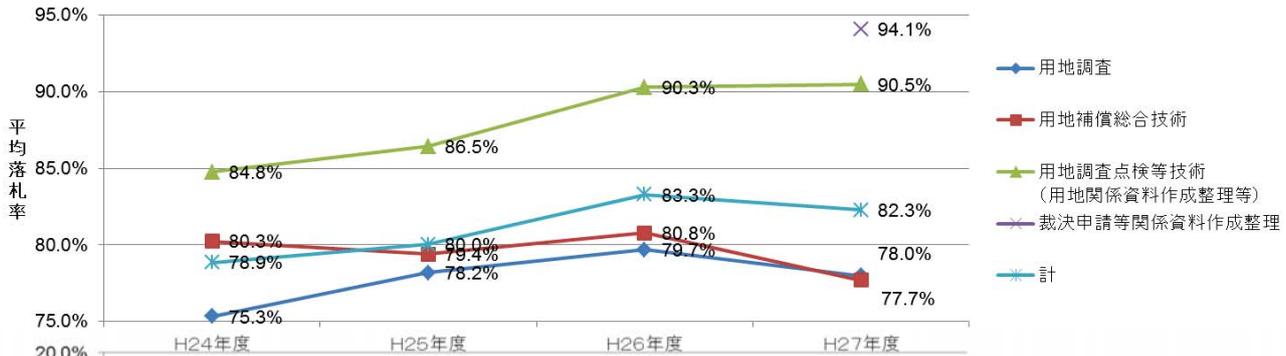
# 補償コンサルタント業務 入札契約状況



# 補償コンサルタント業務 入札契約状況

## 契約方式別の契約状況の推移(用地調査等業務)





	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
用地調査	16	4	1	0
用地補償総合技術	0	0	0	0
用地調査点検等技術(用地関係資料作成整理等)	1	0	0	0
計	17	4	1	0

88 【3】

平成28年度業務の入札・契約手続き改善の取組みについて

1. 技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保

○技術評価結果について、競争参加者へ提供する情報量の充実

- ①関東地方整備局版運用ガイドラインの公表
- ②評価項目の見直し
- ③同種・類似業務実績の評価対象時期の見直し

2. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

○適正な競争環境の確保

- ①分離発注の徹底
- ②品質確保対策の厳格な実施
- ③履行確実性評価【試行】
- ④履行期限の平準化
- ⑤適切な入札契約方式の選定
- ⑥優良業務表彰の評価対象業務の見直し  
(補償コンサルタント業務は業種区分を限定済)

⑦業務成績及び優良業務表彰の評価における全国評価【試行】

優良業務表彰については、当該業務の業種区分に限定。

(補償コンサルタント業務は優良業務表彰のみ実施し、業種区分を限定済)

⑧拡大型プロポーザル方式【試行】

⑨若手技術者の活用を評価【試行】

(補償コンサルタント業務は対象外)

○地元建設業の経営・技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ⑩適切な地域要件の設定【試行】
- ⑪自治体等の受注実績を評価【試行】

※赤字は、H28実施方針での取組み  
 ※青字は、H27実施方針での取組み  
 ※黒字は、H26実施方針以前からの取組み

89 【4】

### 3. 効率的な事務手続きへの取組み

○業務の効率化・簡素化

①入札説明書等の記載の簡素化【**試行**】

②総合評価落札方式における技術提案書提出者数の絞込み【**試行**】

(補償コンサルタント業務は実施見送り)

③入札説明書等の改定時期、評価の年度切り替え時期の変更

④一括審査方式の導入【**試行**】

※赤字は、H28実施方針での取組み  
 ※青字は、H27実施方針での取組み  
 ※黒字は、H26実施方針以前からの取組み

## 標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査について

### ■標準歩掛の検証について

・「用地調査等業務費積算基準」については、H24年度から各業務の所要作業時間実態調査を実施し、順次標準歩掛の検証と改定実施中。

### ■平成28年度の調査対象業務

#### 【用地調査等業務】

H27.4.1以降契約～履行期限H29.3.31 (予定価格100万円を超える業務)※H27年度より継続

- ・予備調査
- ・移転工法案の検討
- ・事業認定申請図書等の作成業務 《事業認定申請図書の作成業務》

H28.4.1以降契約～履行期限H29.3.31 (予定価格100万円を超える業務)

- ・建物等の調査業務 《建物等の残地移転要件の該当性の検討、照応建物の設計案の作成等》
- ・事業認定申請図書等の作成業務 《裁決申請図書の作成、明渡裁決申立図書の作成》
- ・再算定業務 補償説明業務

H28.4.1以降契約～履行期限H29.3.31 (予定価格300万円を超える業務)

- ・打合せ協議 作業計画書の作成

#### 【用地補償総合技術業務】

H28.4.1以降契約～履行期限H29.3.31

- ・業務計画書の作成

#### 【用地調査点検等技術業務】

H28.4.1以降契約～履行期限H29.3.31

- ・作業計画書の作成

## ■ 調査対象業務の明示

調査対象となる業務は、その旨特記仕様書又は指示書等の書面で明示

## ■ 調査歩掛

調査に関する作業歩掛は、**関東地整HPに掲載（用地関係業務費積算基準における留意点について）**

## ■ 調査票様式

関東地方整備局HPの「用地」の「入札契約」「用地調査等業務費積算基準について」にダウンロードサイトのリンクあり(下記参照)

### 《関東地方整備局HPの「用地」から》

<用地関係業務に係る所要作業時間等調査の様式等について>

平成28年度は、用地調査等業務のうち打合せ協議、作業計画書の作成、建物等の調査(建物等の残地移転等)の調査業務について、用地補償総合技術業務のうち業務計画書の作成について、用地調査点検等技術業務のうち対象業務については、以下の調査票へ業務に要した実働時間を記入し、業務完了時に発注者あてご提出願

(H27.4.1以降の契約～H28.3.31 履行期限)  
・建物等の調査(①打合せ等、②立竹木等、③機械等、④墳墓等)

(H27.4.1以降の契約～H29.3.31 履行期限) [継続]

・予備調査業務  
・移転工法案の検討業務  
・事業認定申請図書等の作成業務

(H28.4.1以降の契約～H29.3.31 履行期限)

・建物等の調査(建物等の残地移転要件の該当性の検討、照会等の設計書の作成等)  
・事業認定申請図書等の作成業務(裁決申請図書の作成、申立書・決定立図書の作成)  
・再算定業務  
・補償説明業務  
・用地調査等業務(打合せ協議、作業計画書の作成)  
・用地補償総合技術業務(業務計画書の作成)  
・用地調査点検等技術業務(作業計画書の作成)

所要作業時間等調査票(Excelファイル)をダウンロードできます。[外部サイト]  
用地関係業務費積算基準における留意点について(PDF:25KB)

### 《本省HPから》

#### 用地関係業務に係る所要作業時間等調査の実施

所要作業時間等調査票等(Excelファイル)をダウンロードできます。

- 建物等の調査業務(①打合せ等)の調査票
- 建物等の調査業務(②立竹木等)の調査票
- 建物等の調査業務(③機械等)の調査票
- 建物等の調査業務(④墳墓等)の調査票
- 予備調査業務の調査票
- 移転工法案の検討業務の調査票
- 事業認定申請図書等作成業務の調査票
- 《総合業務・業務計画書作成》調査票
- 《点検業務・作業計画書作成》調査票
- 《用地調査等業務・建物等の調査(残地移転要件等)》調査票
- 《用地調査等業務・再算定》調査票
- 《用地調査等業務・事業認定申請図書等の作成》調査票
- 《用地調査等業務・打合せ協議等》調査票
- 《用地調査等業務・補償説明》調査票

92 【7】

# ご静聴ありがとうございました。

○補償コンサルタント業務に関する問合せ

用地部用地企画課 システム係

電話:048(600)1358(用地企画課直通)